

士ということであらうかと思ひます。こうした意味で文化財保護法の適用を超えたものであると理解しております。

一方、本法案のねらいの一つが住民対策にあることは目的で指摘をしておるところでございます。種々の特別な措置を定めておりましたが、この点につきましては古都保存法がございまして、それ以上この法律をもって補助を定めるといふこととあります。また基金をつくるというふうなことはまさに住民対策として新しい考え方の一つとての法律のつくり方だ、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○木間委員 それでは次に移らしていただきたいと思ひます。

飛鳥財団の昭和四十六年から五十四年までの歳入、歳出の状況を一読させていただいたわけでございますが、その累計額は二十八億七千五百八十二万円余であります。この財団が行った村または地域住民に対する助成の実績は七千五百八十一万円、この七千五百八十一万円の中でさらにきめ細かな住民対策といひますか、地域住民生活の向上に関する事業、たとえば遠距離通学のための交通費助成、公民館建設、テレビ共同アンテナ設置などに支出されているものはわずかに二千四百二十八万円余となっております。

飛鳥財団設立の経緯は、昭和四十五年九月の審議会の答申を受けて、同年十二月、佐藤内閣時代の閣議決定を受けて、翌年昭和四十六年四月に飛鳥保存財団が設立されてまいりました。その目的は、いま長官から御説明があったように、保存達成のためには民間の協力で財団法人をつくり、きめ細かい住民対策を講ずるよう配慮しようと思ひてきました。つまり、行政ではなかなかできないきめ細かなものを民間ベースでやった方がよいというもので、国もまたこの趣旨を体してこの財団に対して十一億三千二百五十二万円の補助金の支出を見ていますが、これでは住民対策が万全だったと評価できるかどうか、また、その間のこの財団に対して政府は指導または助言をされてきたかと

うか、お伺いしたいのであります。
○閣(通)政府委員 飛鳥保存財団の事業の概略について初めに御説明させていただきますと存じます。

ただいま先生御指摘ございましたように、四十六年発足以来五十四年度までの決算額を累計いたしますと二十八億七千円になるわけでございます。この二十八億の中には、現在財団は基本財産の積み立てもいたしております、実は二十八億のうち九億円は基本財産の積み立てに回しております。残りの経費で事業をいたしているわけでございます。

飛鳥財団発足以来、明日香村に幾つかの施設をつくりまして、その運営をいたしておりますが、その施設の建設、運営に十四億の経費が入っております。施設としては、総合案内所、研修宿泊所、高松塚の壁画館等でございます。

一般事業費としては一億二千五百万円を支出いたしておりますが、このうち、飛鳥の文化財の知識の普及向上、シンポジウムを開催するとかいうような経費に四千九百万円を支出いたしております。残りの七千五百八十一万円が、ただいま先生御指摘のございました地元の助成に支出されているわけでございます。

助成の事業の主なものをちょっと御報告させていただきますと、村道の舗装の住民負担の軽減、公民館建設の助成、小規模土地改良の助成、それから先生御指摘のございました遠距離通学の助成、わら屋根のふきかえの助成、無住社寺の修復の助成、古代民家の保存の助成、防虫害の助成、史跡の清掃事業に対します助成等でございます。これらの助成をきめ細かくやっておりますが、総額で申しますと、先生御指摘のございましたように、七千五百万円であるというところでございます。

この一つは、財団が助成いたしておりますのは、どちらかといひますと、通常の行政のベースに乗らない事業、たとえば土地改良について財団が助成いたしておりますのは二ヘク

タール以下の小規模のものでございます。二ヘクタール以上のものになりますと、国あるいは県の補助金等の事業で行われるわけでございますが、そういう補助金に乗らない小規模のものでできるだけ拾って地元の方の御要望にこたえるように助成している、かようなことでございますが、金額的に申しますと、やはり施設の建設等にかんがりの金額が支出されているというところは事実でございます。国といたしましても、財団設立の目的の重要な一つが住民生活の向上でございますので、その事業に効果を上げるよう指導はいたしてまいりました。

○木間委員 ここでもちょっとひっかかるのであります。私質問の中で申し上げましたが、確かに村または地域住民に行った財団の助成総額は七千五百八十一万円余でございます。しかし、教次におたる答申の中でも、また今日までの長官初め皆さんの御答弁の中でも、今日まで良好な状況で保存できたのは一にも二にも住民の協力がたつたんだ、さらに、村の発展のためにはきめ細かな住民対策が必要なんだ、こういうことで述べられておりますが、いま七千五百八十一万円余の中でも三項目に実は分けられておると思ひます。

その一つは、歴史的風土及び文化財の保存に関する事業、総額四千四百九十一万円です。二つ目には、歴史的風土及び文化財の保存に関する調査研究事業、六百六十一万円です。そしてきめ細かなといひますか、今日まで機会あるごとにお互いに論じてきた住民対策、地域住民の生活の向上に関する事業として二千四百二十八万円です。二十八億、二十九億の事業量の中でこの数字では、本日に飛鳥財団を地域住民の声に基づいてやっていると私は言わざるを得ないのです。ですから、本日にどのよう指導されたか、もつと年次別にきめ細かに質問を申し上げたいのであります。いづれかの機会に譲りまして、質問を次に移らせていただきます。この第四点は、これも行政ベースよりも民間

ベースでいこうということで、財団法人を設立して運営をされてきたのですが、いまの討論の中にも示されるように、どうもこの財団の運営そのものも住民の意向が反映されていない、端的に言いますと住民の参加が開かれていないと私は言わざるを得ないのです。

ここに総理府からいただいた役員の方々の名簿も持っております。考古学に大変造詣の深い、そういう方々もたくさん参加をされております。また、寄附行為との関連があったのでしようか、財界の方々が大変多く参加をされておりますが、審議委員の中に残念ながら村の代表はないと言わざるを得ないのであります。もつとも、運営委員の中に若干ですが、村長さんとかあるいは村議会議長さんが入っている程度であります。こういう中で、本日に民間ベースでやったらかゆいところに手が届くんだ、そして飛鳥の保存は完璧なんだと私は言い切れないと思ひます。

そういう意味で、この審議会なり運営委員会に住民代表を参加さすべきだと思ひますが、御答弁をお願いしたいと思います。

○閣(通)政府委員 飛鳥保存財団の運営は、寄附行為によりまして、決定機関といたしましては理事会、さらに理事会の中に運営委員会というのを設けて事業の運営の方針を決めているわけでございます。

具体的に事業計画等の決め方をちょっと申し上げますと、具体的な各年度の事業計画につきましては、あらかじめ運営委員会でお諮りして検討されております。この運営委員会といひますのは、大体地元の方、村長さんあるいは村議会の議長さん、それから福原考古博物館の館長さん、あるいは奈良の文化財研究所の所長さん、それから県当局の方々等で構成されておまして、会議も大体原則として地元でやることになっております。そこで事業計画あるいは予算の概略等が決められます。これが理事会に諮られて決定される、かような運営をいたしているわけでございます。

飛鳥保存財団としましては、この運営委員会

角度からの、いわばこういつた歴史的風土のイメージを妨げるのではないような程度の規制措置ということは必要ではなからうかというふうな私どもも考えている次第でございます。この点につきましては、先ほど米先生からお話が出ております。昨年の歴史的風土審議会の答申におきましても同様な観点から同じような御意見が示されておるわけでございます。

現在、建築物のデザイン、色彩について考えております規制はもっぱら外側からの、外面の規制という範囲にとどまっておるわけでございます。建築物の内部についても規制するという意思はございませんので、住民の方々にそういう面から御不便をかけるということはないものというふうに考えております。

○木間委員 歴史的イメージを壊さないようにという点のようでありまして、また昨年の答申にもあった、この点だけを強調されても答申は生きてこないと思ひますが、それはそれといたしまして、飛鳥郷にカトラトタンの屋根や近代的なデザインの住宅があるのは歴史的風土上よくない、あるいは景観上情緒を損なうということではないかと思ひます。そうしますと千三百年前、千四百年前は、私もそのときいかなかったのですからわかりませんが、いまの建物、建造物すべてが全く異質なものであったんじゃないかと思ひます。

つまり、電柱もなかったでしょうし、また道路も曲がりくねっておったと思ひますし、また自動車の通行はもちろん、往來する私たちの服飾だってそうだったのであります。というのは、私は、私自身よくわからないのですけれども、そういった規制が、違つた中でやり方がどうも強いられていような気がしてならぬわけでありませう。確かに町並み保存などというのは明らかに明確になるわけでありませうけれども、ですから私は、たとえば石舞台古墳のような石室を原形のまま保存しよう、こういうことであればよくわかるのですよ。しかし町並みを守ろうという古都法本

来のやつを全面適用して、どうも村民の方々に必要以上の規制を加えて不要な負担増だとかあるいは犠牲を与えておるところに今日の飛鳥保存の実態があるように見受けられるわけですね。もともと、村全体がこれから観光でやっていくという方向であれば、私は、情緒的な景観をつくり出していくというのむしろ賛成するものであります。しかし、村長も、これからは農業作業を続けていくんだ、農業立村でやっていくんだ、こういうことをおっしゃっておいでになるわけですね。同じ農業でも観光農業ということになれば以前のようになすきやくわでやるということもなっていくでしょう。だから、どうも飛鳥保存の場合には他の保存実態とは異なっているんじゃないかろうか、私はこのように思われてならないわけですね。

大臣、飛鳥の遺跡の保存というのは景観とは違つて私は思ふのです。そういつた意味で今後の保存計画の中にもっとも住民の皆さんの意見を取り入れていく、弾力的にこれらの規制措置についてもやっていく、こういう御決意をひとつお示し願ひたいと思ひます。あるいは今日この規制をそういう意味で皆さんの意見を取り上げて前向きでやっていくんだということをお聞かせ願ひたいと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○小淵國務大臣 委員の御指摘されておるお気持ちも理解するところでありますが、私は、遺跡、遺構のみがあの地域で保存されるべきものだという考え方に立たないのです。まれば見るあの風致景観というものがそれこそ歴史的な重みを持って今後とも残されていくべきだという立場に立つてこの法律を提案しておるわけでございます。甘樫丘に立つて北東を望めば橿原市、それこそマツチ箱のような林立した建物もそこに存しておるといふ南東を望めば田園風景がそこに存しておるといふことでありまして、そこにおける建物その他が万葉の時代そのものであると私も存じませんけれども、

も、しかし、それぞれの建物に若干の規制を加えながら、現状をある程度固定しながらそのまゝの姿で保存できることを多くの国民は望んでおると私は理解しておるわけでございます。しかし一方、現代に住まいする明日香民の生存をいかに確保するかというこのテーマも大きな課題でございます。したがってそのことについては村当局も、過去も大変な御努力を積み重ねてまいりましたけれども、今日この法律で示すように基金等を基とし、また全国民的な規模での理解と協力を得ながら、同時にまた、村民の皆さんの英知によってみずからの生計をつくり上げていくというところであるというふうな私どもは考えておるわけでございます。

前回は申し上げましたが、そのまゝの風致景観というところになりまして、どうしても一次産業に頼らざるを得ないというところがございますので、今後その農業の形態等につきましてもいろいろ工夫の余地があり、また国、県としても手を差し伸べなければならぬ多くの点があるかと思ひますが、しかし村民の皆さんの賢明な御判断によりまして種々現代に生きていく考え方をより上げていただくことができるんじゃないかというふうな考えでおるわけでございます。

観光農業というふうなお話もありましたが、いわゆる観光農業というふうな言葉が、農業を離れた農村魂を失つてお金もうけに走るというふうな印象がややありますので、しかし日本全国の方々にあつたに訪れて文化豊かな風土というものを十分味わいながら、また村民の皆さんの生活のためにも資するということでありませうこれは決して否定されるべきものではないというふうな私には考えるわけでございます。委員の御指摘も理解しないところではありませうけれども、私どもの法律を提案した意思というのはその辺にありませうことをぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○木間委員 要望を申し上げて終わりたいと思ひますが、全国民が期待をしておるからといって、明日香村の村民の皆さんのこれからは発展を遂げたいという気持ちを逆なでをしてはいけません。全国国民が期待をしておればよいと思ひます。全国国民が期待をしておればよいと思ひます。全国国民が期待をしておればよいと思ひます。全国国民が期待をしておればよいと思ひます。

○北側委員長 竹内君。四月二日に私は明日香の法案について一定の質疑をいたしました。なお多くの問題が残っております。この問題について一つ一つたしなな進みたいと思ひますが、まず最初に、社会党としては過般の理事会に本法案に関する幾つかの問題点を指摘をして、修正あるいは要望を出しておりますが、その中で第一条の「国を愛する心の涵養」という問題に関して、何としてこれを削除してほしい、こういう要求をいたしました。理事会においては一定のお話がございますが、長官としてはこれに対してどのようなお考えか、まずお伺ひいたします。

○小淵國務大臣 お答えいたします。政府といたしましては、種々検討をいたしました結果、本法案を御審議を賜つておる次第でございます。

○竹内(猛)委員 四月二日に私は明日香の法案について一定の質疑をいたしました。なお多くの問題が残っております。この問題について一つ一つたしなな進みたいと思ひますが、まず最初に、社会党としては過般の理事会に本法案に関する幾つかの問題点を指摘をして、修正あるいは要望を出しておりますが、その中で第一条の「国を愛する心の涵養」という問題に関して、何としてこれを削除してほしい、こういう要求をいたしました。理事会においては一定のお話がございますが、長官としてはこれに対してどのようなお考えか、まずお伺ひいたします。

○小淵國務大臣 お答えいたします。政府といたしましては、種々検討をいたしました結果、本法案を御審議を賜つておる次第でございます。

○小淵國務大臣 お答えいたします。政府といたしましては、種々検討をいたしました結果、本法案を御審議を賜つておる次第でございます。

いますので、御指摘ではございますけれども、削除する意思はないわけでありませぬ。

前回は申し上げましたが、この法案は、私どもといたしましては京都大学の上田教授の言ではありませぬけれども、六世紀、七世紀、八世紀、この飛鳥時代というものは、日本の国号というものが対外的に認められた時代、いわば日本というものがまず第一歩である。その昔は倭という国号でありましたのが、この時代、日本となつた。また律令国家発祥の地である。あるいは仏教文化が結実した文化日本としての原点でもありませぬし、万葉一、二期と言われる、万葉のふるさとと言われる時代でありまして、そういう意味合いにおいて私どもとしてはこの時代が——日本の起源についてはいろいろのお考えがあるかと思ひますけれども、歴史的にはここをもって一つの大きな花開いた時代だということを考えますと、この法律は後段で明日香村の村民に対する対策をうたつておりますが、同時にその前提としたしましては、この地区が歴史的風土として大きな役割りを果たしてある。多くの方々がその保存を心がけるという日本人の心はずなわち日本を思ふ気持ちであるし、日本を愛する気持ちである、こういう考え方なのであります。

古都保存法で実は国土愛をうたつたの目的意識をもって法律が制定されておりました、御案内のようにこの法律は古都保存法を根拠にしてでき上つた法律でございます。これも前回私申し上げましたが、私が一議員としてこの問題に関心を寄せておつた時代から考えますと、いわば明日香村のための法律でありませぬが、同時に飛鳥地方、飛鳥時代を思い起こすための文化的立法の一つである。戦後、二十年、三十年時代には考えられなかつた国民的コンセンサスが得られる意味での法律だ、こう考へておるわけでありまして、国土愛も一つの目的でありませぬが、同時に国土愛に出發した古都保存法に根拠を持つておるとすれば、それから派生してきたこの法律がやや一般的、普遍的言葉として、「国土愛」から「国を愛する心」

になつても差し支えないものではないか。しかもそのことはすなわち日本を愛する心というものが、前回は申し上げましたが、それ自体が実はこの法律の目的になつておるのでありませぬで、そのことを十分配意し、すなわち念頭に置いて考へて以下のことを目的とする、こう書かれておるわけでありまして、古都保存法が国土愛そのものを目的としておることにかんがみませぬと、もっと素朴に、素直に、普遍的にお考へいただいてもよろしいのではないかと、こういうことでこの法律を提出をいたしましたわけでございます。

せつかくの委員の御指摘でありませぬが、私どもとしては最良のものとして心がけてはおりますが、まあしかし、今日こうして御審議をいただいておりますように、憲法四十一条の規定によりまして唯一の立法機関でございますので、諸先生方のお考への存することも十分理解をすることであります。私どもとしては最良のものとして提出をいたしておりますので、願わくは本法案このままの姿でひとつぜひお通しいただくように心からお願ひをいたす次第でございます。

○竹内(監)委員 前段の方は、それは提出者の主張として理解はできるけれども、後の方の問題については国会審議にゆだねる、委員会にゆだねる、その結論に従うということでありませぬから、理事会でこの問題については一定の問題処理をしていきたい、こういうふうな思つておられますので、この点についてはいまの憲法四十一条、この線に沿つてひとつ取り扱ひをするように、これは委員長の方にお願ひしたい、こう思ひます。委員長、よろしく取り扱ひをお願いします。

そこで次の質問でありますけれども、憲法の第九十五条に関連する問題であります、住民投票に関する問題に先般林参考人並びに一円参考人の御意見をいただきました。いずれもそれぞれの御主張がございましたが、最終的には委員会が審議をしてそれにゆだねる、こういうことでございませぬ。私も社会党といたしましては、一円一億先生の御主張が正しいというふうな考へて

おります。

そこで委員長にお願ひしたいのは、この種の問題に關しては、いままでも長崎あるいは広島の問題に關しても、困難な問題は議院運営委員会に手続をとつて、そこで判断をせよという筋がありました。その前に、法制局長官等々の意見も聞いてここで一つの判断の基礎を固めていきたい、こういうふうな思つておられますので、この時間中に法制局長官に來てもらつてこれについての見解を開ける時間をとつていただくことをお願ひしたいと思ひます。この点について、委員長、どうでしよう。

○北側委員長 この問題につきましては、できたら昼の休憩時間に理事の方に少し寄つていただいで検討したい、こう思ひますので……

○竹内(監)委員 それじゃそのような方向で、九十五条に關する問題については、私どもも特に憲法の十三條の問題あるいは二十九條に關する問題等々いろいろの疑義の出ているところでありませぬから、その点を整理をして一つの方向を与えてもらうという意味においてぜひそのことを取り扱つていただきたいと思います。

そこで、次の質問になります、保存計画あるいは整備計画の策定に當つて国及び奈良県は明日香村の村民の意見というものをどういう形で取り扱ふかという問題です。この点は先ほどもいろいろ質疑がありました、前のときにもそうであるけれども、一種の規制、二種の規制というものが行われる、そういうときにその規制される側の意見を——規制する方の意見じゃなくて、規制される側の意見をどう聞くか、この点を明確にお答へをいただきたいと思います。どういう方法で、どういう機関でやるか。

○中嶋説明員 明日香村の歴史的風土保存計画を定めるに當りまして、保存計画は内閣総理大臣が定めるわけでございますが、あるいはまた奈良県知事が明日香村における生活環境と産業基盤の整備等に關する計画を定めるに當りまして、それぞれ明日香村の意見を聞くということにいたし

ております。これらの計画は内閣総理大臣なりあるいは奈良県知事なりが定めるわけではございませぬけれども、明日香村の住民の生活に直接間接に非常にかかわりの深いものであるということから明日香村の住民の意向を反映しようということ、明日香村の意見を聞くということにいたしましたわけでございます。

したがしまして、明日香村の意見に住民の意向が十分に反映されるということももちろん望ましいことと考へておられます。ぜひ住民の意向を受けて明日香村が意見をお取りまとめいただきたいと考へておるわけでございます。ただ、明日香村が住民の意向をどのような形で把握をいたしまして、どのような形でこの意見に反映させるかというようなことにつきましては、明日香村が一つの自治能力を持ちました完全な地方公共団体でございますので、国の方でどういう手続、どういう方法によれということを一々決めまして、その手続によれと言ふよりは、明日香村の自主的な判断にゆだねる方が適當であらうというふうな考へております。

明日香村には村議会もございませぬし、また、私ども聞いておりますところでは村議会とは別に大字というものが三十七ございまして、これは言うならば都市で言うところの町内会のようなものなわけでございますが、その大字ごとに大字の総代、言うならば町内会長に當たるようなものがございますか、そういう方々がおられます、その総代の方々が構成される総代会というものも、これはもちろん村の正式の機関ではございませぬけれども、住民を代表する一つの会議として現実には存在しているということも聞いております。したがしまして、村議会に相談するあるいは大字の総代をお集めになりまして、そういう方々の意見を聞かれる、あるいは住民の代表を選ばれて住民の代表と懇談をし、その意見を吸収される。いろいろな方法があるかと思ひますが、どういう方法によるかは村の自主的な判断にゆだねまして、その判断によりお決めいただければ結構だと思ひます。

いずれかの方法によりまして、何らかの形でその明日香村の意見というものに住民の意向が十分に反映するように御指示いただければよろしいんじゃないかというふうに考えております。

もともと明日香村というのは村民が七千人程度の小さな村でございますので、村民の意向というものが直接村政に反映されているものと私ども推測するわけでございますが、なお先生御指摘のように、こういう問題につきましては村民の意向を十分尊重することが大切だろうと思っておりますので、私どもも地方自治の精神に反しない限りにおきまして、地方公共団体でございますので余り固がとやかく口をさしはさむわけにはまいらぬかと思っておりますけれども、地方自治の本旨に反しない限りにおいて明日香村とよく意見の交換をしながら、そのように運んでまいりたいというふうに考えております。

○竹内(登)委員 地方自治に反しないように住民の意見を聞くということとはよくわかるけれども、この法律が成立すれば、これは直ちに効力を発して行くのでしよう。そうしますと、今日までのこの法律がなかった段階までの状況と、この法律が成立してから、村の中にどういふ変化が起りますか。かなり厳しい規制が起るのでないか、こういうふうに思うけれども、この点についてはどうですか。

○升本政府委員 ただいまの御質問のお答えの前に、先ほどの御質問の中で第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区の決定の手続はどうかというおたしも含まれておったかと思っておりますので、そのことをちょっと付言させていただきます。

第一種、第二種歴史的風土保存地区は都市計画の地域地区の一つということで決めさせていただきますので、奈良県の知事が都市計画法に基づきます都市計画決定の手続によって決めるということにいたしております。都市計画決定の手続は先生よく御承知のとおりでございますけれども、知事が都市計画案をつくって明日香村の意見を聴取

して、その案を一般の縦覧に供する、さらに知事から都市計画地方審議会へ付議をされる、建設大臣の認可を得て知事が都市計画として決定される、されたものは告示し縦覧に供される、こういう一連の手続でございます。この縦覧の手続を主要なプロセスといたしまして、その間に住民の方々の直接的な意見も十分伺えるような形で手続を進めさせていただくこととなります。

それから、ただいまの御質問でございますけれども、このような手続によって定められました第一種、第二種の歴史的風土保存地区内の規制がかなり現実と変わってくるのではないかとおたしだしかと存じますが、第一種保存地区におきましては、現在の古都法に基づきます特別保存地区と地域の範囲もほぼ一致いたしております。また規制の内容もほぼ同じというふうにお考えいただ

いて結構かと思っております。ただこの場合に、現在の特別保存地区として古都法による直接的規制のほかに行政指導をもちまして御協力をいただいている点がございます。たとえばビニールハウス等の設置につきましての規制等に御協力をいただいている面がございますが、その現実の行政措置によって御協力をいただいております。この際この第一種の歴史的風土保存地区内の規制の内容として取り込ませていただきます。しかしながら現実態の規制とは隔たりのあるものにはならないというふうに申し上げられると思

います。それから、第二種の保存地区でございますが、この地区につきましては、現在並行的に風致地区の規制——一種、二種、三種とございますけれども——が課せられておまして、規制の内容、度合いは、この二種風致地区の規制の度合いとほぼ並行的な度合いで決めさせていただくというふう

に考えておまして、特に歴史的風土との調和を妨げるものでない限りにおいては、その建築行為等が許可されないということにはならないという

ことで制限を考へさせていただきますというふう

なお、建築物の意匠、形態につきましては、一種地区、二種地区を通じて、先ほど来御議論ございましたところでございますけれども、勾配屋根にするとかあるいは黒色の日本がわらにするとかというふうなたいの最小限の外観の規制を存置したいというふうに考えている次第でございます。

○竹内(登)委員 ところで住民の意思を丁寧に聞くというならば、この法律の中に、住民のある機関と十分に協議をして物を決めていくという項目を加えてもいいじゃないですか。それはどうですか。これは意見を聞いてというふうにさうと

いうけれども、住民の機関と協議をするというようにやったらいいんじゃないですか。

○升本政府委員 先ほど御説明申し上げました都市計画の決定手続という過程におきまして、案そのものが縦覧という形で公開されるわけでございます。二週間の期間は自由にその案について御理解をいただき、御意見をいただくという手続になっておりますので、個々の御意見はそういう形で十分反映させていただきますというふう

に考えております。なお、集合的な村の御意見というふうなことになるかと、先ほど審議官からの御答弁がございましたけれども、村の現状、存立の実態というところからかんがみましても、村御当局を中心

に御意見をおまとめいただくことは十分可能であろうと思っております。また都市計画の決定に当たります

て、先ほど申し上げました法定手続に入ります前段階には、当然県当局と村当局との間に下打ち合

わせが何回となく繰り返されるわけでございます。御意見は反映させていただけるものというふう

に考えております。そうするとこの法律が通りますと、いままでと違った部分は、今度は許可制をとるのでしよう。認可と許可という形をとって、届け出から許可制に変わるといふことになる。それはそういうふうになるのでしよう。

○升本政府委員 さようでございます。たとえば家を建てる場合においても、その家の高さ、広さ、それから農業の場合にはビニールの大きさ、あるいは水田の場合には地下を掘ることが許されない。したがって、土地改良はそのままといふことになるし、それから商店街の場合には、看板も出すことは困難になる。つまり外部に対する広告、掲示、こういうものが困難になる

だろうというところで、規制がかなり厳しいということになりますか。

○升本政府委員 個々具体的な規制のあり方につきましては、政令をもって決めさせていただきますことになりまして、その政令は、決めさせていただきます。提をいたしまして、歴史的風土審議会の御意見を十分拝聴しながらつくらせていただくという過程が今後の過程として残っておるわけでございますけれども、このような過程を通じて、委員、先生方を通じての各般の御意見を十分伺わせていただ

いて、検討させていただきたいと思っております。が、現時点で私どもも考えております規制の内容は、先ほど概括申し上げましたとおりでございますが、要約的に申し上げますと、建築物の建築に

いたしまして、あるいは宅地造成等の行為にいたしまして、さらに土石類の採取等の土地をい

じる行為におきましても、原則として周辺の歴史的風土に著しく不調和でないものについては許可

をすることを前提として諸般の規制措置を考へさせていただきますと思っております。非常識な行為に近いような極端なことで周辺と不調和なことになるといふようなことを抑えることを目的としていふふう

なるけれども、先ほどもわが党の木間委員からも質問があったように、歴風審のメンバーの中に、あるいは明日香部会というふうなものをつくって、その中で地元代表も加えてほしい。これは他の党からもそういう意見がありますが、地元の委員が入って、地元要求というものを出していくということは当然なことだと思われけれども、これについてはどうですか。

○升本政府委員 歴風審の委員には奈良県知事と、また同時に明日香村長にお入りをお願いいたします。したがって、先ほど来御説明申し上げましたように、団体としての県、村の御意見は十分に反映させていただけるものと考えております。

ただいまおただしのよう、具体の個々の住民の意見等の吸い上げについてもいろいろ配慮されるべきではないかと御意見かと存じますけれども、歴風審の委員構成の中には専門委員というふうな構成もございます。現に各般の方々に専門委員にお入りいただいております。そのような制度を活用いたしまして、しかるべき方にお入りいただき御意見をいただくということは今後の運営として十分考えられるところというふうに考えております。

○竹内(猛)委員 現在、特別規制を受けているところの明日香村の中の四つの大字、飛鳥、川原、岡、奥山の四つの大字は、明日香村全体の世帯の千六百四十七世帯のうち、三十七の大字がありまして、その四つで世帯数は四百七十三、約三〇%以上を占めており、それが特別規制地区になっている。ここでたとえば分家や家の建てかえをする場合に、いままででさえ届け出をしてから二年かかった、これからはどうなのか。なぜこんなに時間がかかっていたのか。これからはさらに時間がかかるであろう。建築基準法などによると、届け出をしてから三カ月以内には何らかの答えを出さなければならぬと言われているのに、どうしてこんなに時間がかかるのか。その点はどうなりますか。

○升本政府委員 許可申請の手続の簡素化、迅速を図らなければならぬことは私も十分留意をいたしておるつもりでございますけれども、御指摘のような実態があるとなれば、さらに迅速化について十分趣旨の徹底を図られるように私どもの関係の行政については十分留意をさせたいと思っております。

なお、この手続関係につきましては、現在でも歴史的風土特別保存地区の規制についての申請と、それから先ほど申し上げました条例をもって規制されております風致地区の規制とが重複しているような場合におきましての申請の方法につきましては、この申請書を統一いたしまして同一窓口で同時に受け付け処理をさせていただき、というように現在もやっております。第二種に許可制度がしかれることになりました。今後とも同様な措置を講じながら御不便のないように配慮をいたしてまいりたいと考えております。

○竹内(猛)委員 やはりいろいろな意味の規制の方だけをあれやこれや重ね合せて重層的な規制が来ている。これはもっと単純化して、明日香村の役場の窓口等にこういう建築の問題などを取り扱うところをつくって、建築の申請あるいはその他手続等については村がむしろ責任を持って取り上げてやるべきだ、こういう指導をやるべきだと思ふ。この点について指導をもらいたいと思ふけれども、これはどうですか。

○升本政府委員 建築の申請につきましては、現に村当局の企画課を窓口として取り扱われていたにしております。これからの新しい規制措置の徹底につきましては、そのような窓口を通じて十分趣旨徹底を図られるように私どもとしても努力をいたしてまいりたいと思っております。

○竹内(猛)委員 関連する地域、いわゆる規制のない地域においてはスムーズに物事が運んでいるのに、規制のためにこういうおくれがあり、そのために資材が値上がりする、手間暇がかかるということがありますから、これは当然この規制による

損失という形になる。この損失は個人の損失であります。家を建てようという者あるいは一定の時期が来て家が壊れた、建てかえをしなければならぬ、これも個人だ、こういう場合の取り扱いは後で触れますが、ひとつ考慮をしてみたいということでありまして、それから、今度は土地の売買の問題であります。

土地の売買の問題については二つあるだろうと思ふのです。一つは自分の土地を他の者に売る。それからもう一つは、文化財を発掘するために土地の売買が行われる。こういう場合における土地の価格の決め方についてはどういう基準で価格を決めるか。これは二つ違うと思うのです。目的によって違う。前の方の問題は一般に売買する、後の方は文化財を発掘をする目的のためにその土地が売買される、そういう価格の決め方はどういふふうになるか。

○升本政府委員 古都保存法に基づきます規制区域内で許可が得られなかったことを前提といたしますが、これは法律の規定では時価を基準とするということにいたしておりまして、具体的には政令の規定をもちまして不動産鑑定士等の公正な鑑定評価を経まして、近傍類地の正常な取引価格等を考慮して、一般的には宅地見込み地として算定した相当な価格により買入れを行うということにいたしておりまして、これからの趣旨に沿って実施してまいりたいというふうに考えております。

○竹内(猛)委員 これは文化庁の場合でも同様ですね。

○山中説明員 史跡などで整備するために地方公共団体が国から補助を受けて公有化するという場合がございまして、その場合に買上げます土地の価格については、その史跡の外にありまして近傍の土地の取引価格などを参考にいたしまして、不動産鑑定士が評価する適正な土地鑑定価格による、こういうことになっております。

○竹内(猛)委員 これは現地の話ですが、明日香の土地と隣の橿原の土地との関係では四対一というふうに四分の一になっているということですが、その点についてはどうですか。そういうふうになっているというふうな当事者は考えておりますか。そうではないということですか、どつちですか。

○升本政府委員 現地の村の状況、現実の地価の状況につきまして私ども把握できる立場にございませぬので、現時点でいたしておりませぬけれども、私、いろいろ御意見、御議論を伺っている過程において考えさせていただきまして、あるいは若干はその地域と他地域との間で地価の差もあられることかという感じはいたします。

○竹内(猛)委員 これは完全にあるんですね。明日香が五万円のととき橿原が二十万円である。これはこの間の話なんです。一緒に行った人たちはお聞きになったと思います。こういうふうに規制されたところは大変犠牲になっているということも、先ほども言った手続と同じように損失のうちの一つだ。

そこで、次の問題は、土地の売買において税法上の特例を認めてきたということが言われておられるけれども、これは認めておるのですか、税金上の問題については。

○升本政府委員 特別保存地区内の土地の買い取りにつきましては、租税特別措置法によりまして二千万円の特別控除が現在でも適用されておるわけでございます。今回の法改正に当たりまして同様な措置をとるようには講ぜられ、措置されております。

○竹内(猛)委員 これは当然のこととしてともかく地価を安く切り下げられ、その上に税金を取られたんではかなわない、もっと特別措置をとるべきではないか、こういうふうには思っていますから、さらにこれは考慮すべきだ。

次に、文化庁にお尋ねしますが、発掘については文化庁関係の予算というものはどうなっています、人員はどういうふうな配置をしているのかと

す。三日、発表された奈良市の新年度予算案に、懇談会運営費と基本計画策定調査費が計上されたもので、延長三・七キロ、幅九十メートルの都大路が現代にふみかえる日も近い。

○山中説明員 奈良市の平城宮跡につきましては、いま国の方で直接整備をいたしておりますが、その平城宮跡の外にいわば大通りとして朱雀大路というようなのがかつてあったわけでございます。その朱雀大路の整備は、いま国の直接整備の中からお外れておまして、まだ史跡にも指定されておられないが、この中で国の史跡として指定することができ、あるいは買収可能であるという余地があるならば、私も検討してまいりませうということを奈良市長さんに申し上げております。

○奈良市長といたしましては、その点非常に情熱を燃やしておられまして、少なくとも可能な面だけでもそういう方向に進みたいというように、前々から努力しておられますので、恐らくその記事になったものと推察いたします。

ただこの問題につきましては、朱雀大路という形でちょうどメインストリートみたいな形になるかと思っております。そうすると、ただ史跡として保存するだけで済まなくて、道路が交差する問題をどうするか、あるいはそれをどう活用していくかという研究が進みませんと、史跡として買収することができかどうかという問題がその前提にあるわけでございますので、いま奈良市において関係の各方面の協力を得ながら研究を進めていくものと思っております。私どももそういう点につきましては専門的な立場から、御要請があれば幾らでも技術的な意見を申し上げ、御指導申し上げたいと思っております。

○竹内(益)委員 きょうはこの議論をする時間ではありませんが、ここに「平城遺跡博物館基本構想資料 一九七七年 文化庁」こう出ていますね。この資料をひとつ後で届けてもらいたいが、

いずれにしてもこういうものがい飛鳥の保存に関連をして、後でこれはまた私は問題を出しますけれども、三十億の基金によって二億一千万ぐらいの果実によって多くの規制されたものを運営していく中で、いろいろ問題が出てくるときに、一方においては四百二十億というような金で、しかも奈良市の真ん中にもう一つ大きなものができるといような印象を与えて大宣伝をされるということとは、これは非常にどういことかと思つて、だからこれは宣伝なのか実行性があるのかどうなのか、この点をもう一度確かめたい。

○山中説明員 奈良市長さんの強い御希望として前々から承っております。そのうちどの部分が現実可能かという問題につきまして詳細まだ私どもも具体的な計画を承っておりませんので、ちょっといまの場ではお答え申し上げにくいわけでございます。

○竹内(益)委員 ここで農業との関係についてお尋ねをしたいと思います。前回は農林水産省から答えがあったわけけれども、私はこの答えをだめだと言つて突つ返したわけだ。きょうはちょっと時間があるから、もう少し親切な答えをしてもらわなければ困る。

飛鳥の問題が登場して以来、少なくとも心ある新聞の論説の中では明日香についての今後の文化財を保護していくということ、それを守ってきた明日香の村の人々、これは農業経営をした方々、それから町に働いてきた勤労者の皆さん、こういう方々が守ってきたわけでありまして、特に農業の未来像というものをしっかりと考へるといことはあらゆる新聞が、あるいは世論が確かめているところなんです。それをひとり明日香の村長に任せて、法律が通れば村で何とかする、こういうことでは余りにも不親切だということ、まず明日香村に対する農林水産省のあれ以降の考え方が変わったかどうか、ひとつ答えてもらいたい。

○川村説明員 明日香村における農業振興につきましては、前回も御答弁申し上げましたとおり、

明日香村の歴史的風土を保存する上で農業が果たす重要な役割がございます。また今後明日香村における民生安定の上で農業振興ということが非常に大事な課題である、そういう基本的観点から、農林水産省といたしましては明日香村の農業振興のために今後積極的な支援あるいは助言等をしてまいりたいと思っております。特にそういう観点から、今回の明日香法案におきましても大都市圏の財政特別法にない農業の整備準備さらには農村環境の整備につきましての特別の助成も明日香村の特性にかんがみまして織り込んでございまして、また農業振興についてのいろいろな事業の採択、実施につきましても優先的に配慮してまいりつもりでございます。

明日香村の農業振興のやや具体的な方向ということでございますけれども、これは従来からも奈良県及び明日香村のいろいろなお考え方を伺いながら農林省としても検討してまいっております。が、本法案に基づきます明日香村整備の基本方針、さらには整備計画をつくる過程におきまして、十分われわれも果敢あるいは村のお考えも伺いながら煮詰めてまいりつもりでございます。

その際、特に農業の振興といましても明日香村の場合に第一種地区の場合、第二種地区の場合、大分性格が違つてまいります。第一種地区の場合には現状を維持するというのが農業振興の点からも歴史的風土の保存上大事な要因になってございまして、やはり稲作を中心にしたコメ栽培を農産物としての生産性の向上あるいはコストダウンを図るための対策というものを講じていくということが中心になるかと思つております。

第二種地区におきましては、山間部等の特殊な地帯とそれから一般の畑地あるいは果樹地帯がございますが、果樹あるいは野菜につきましても、それぞれいろいろな問題がございますけれども、やはりその地区の特性に応じて、その特徴を生かしながら都市近郊農業として成り立つあり方ということとを十分考へてまいりたい。その意味におきまして農業振興というのは地域としての基本的な考へ

方、農家を中心にした住民の方々のお考えというものを尊重していくことがあくまで基本でございます。しかし農林省といたしましてはできる限り専門的な立場からいろいろ御助言を差し上げるといことも大事な課題でございます。今後整備の基本方針あるいは整備計画をつくるに際しましては本省あるいは農政局を通じまして現地にお伺いをして、十分適切な御指導、御助言は申し上げるつもりでございます。

○渡辺(武)委員長代理退席、委員長着席
○竹内(益)委員 前回は質問したわけですが、四十六年十二月十五日に県の企画部長と明日香の村長との間に覚書が交わされた。その中に特別保存地区内の農業振興対策、それから特別保存地区の米作の減反は行わないものとする、こういうことがありましたが、このことについて知つていられるかどうか。

○川村説明員 ただいま御指摘の覚書につきましては、結ばれる時点ではもちろん農林省も承知しておりましたが、飛鳥問題がいろいろ起きました以降、たとえば農振制度を適用するというような問題に関連いたしまして、県としてもこういう考へ方で地元とお話し合いもあり、農振制度を適用し、さらに農振計画をつくっていくというような観点で事業的にはわれわれも配慮をした経緯がございます。

○竹内(益)委員 せっかく結ばれたこの計画、約束が今日まで実行されていなかったということ、これは明確なんですね。だからそのことも含めてこれからの明日香の村づくりについて一つの方向性を示してもらいたいと思つております。

先日、明日香村長の愛水さんから話がありましたが、昭和四十年のときには第一次産業が千五百五十六人あった。ところが、五十四年になりまして九百九十人と激減をした。逆に第三次産業が九百八十四人から千六百二十三人と、ちょうどこれは第一次産業が減つた分、第三次産業、サービス業がふえてきた。その間に第二次産業が六百四十から八百五十六とこれも増加をしておるとい

第一類第十二号 建設委員会議録第十一号 昭和五十五年四月九日

第一類第十二号

建設委員会議録第十一号

昭和五十五年四月九日

第一類第十二号

状態でありませう。にもかかわらず耕地面積というものは、若干は減っておりますけれども人間が減るほど激減はしていません。こういう状態の中で、農業立村という事の姿が強く求められているわけなんです。保存すべき遺構というものを調和がとれるような形で守っていきたいということがありますが、まさにこの問題は先ほど川村課長から御説明があったように、ぜひ明日香村のこれからの方角というのに対してしっかりした柱と展望を立ててもらいたい。農業関係からは十一の作目を柱にして、そしてこれに対していろいろ考慮しようという話にもなっているし、また、先般の村長の報告にも関連をいたしますが、隣の瀬原市と明日香村とは住民の所得が三十万違う。それから奈良県全体の所得を見ると、範囲にも若干の違いはあるけれども、明日香の方がかなり農業所得が低い、こういうことが明らかになっておるわけでありませうから、この点を高めていくためにぜひ柱を立てて将来の展望を明らかにしてもらいたい。

そこで、先般の奈良県の県議会で社会党の堀田議員の質問の中で、副知事が野菜の安定基金制度をつくらうという事を提案をされている。そしてこれに基づいて明日香の助役が野菜の安定基金制度はぜひやってもらいたいという要求をしておりますが、これも含めて、農林水産省として将来の農業の問題についても一歩進んで努力をしてほしいという事を重ねて要求をしたいと思います。いかがですか。

○西園説明員 お答えいたします。現在、キャベツ、大根、タマネギ、キュウリ、トマト等の重要な野菜につきましては、国が野菜供給安定基金を通じて直接価格安定の対象にしております。明日香村につきましては、夏秋キュウリ、夏秋ナスにつきまして価格安定制度をやっております。それからそれ以外に、たとえばイチゴとかスイカ、生シイタケ等でございますけれども、これにつきましては、各県にございます県価格安定協会、基金等を通じて間接的に補助する、こういう仕組みをとっております。明日香村の場合はイチゴ、生シイタケが対象になっております。いま先生おっしゃいましたように、明日香村の基金を使いまして、これらの中で制度の対象になっている品目についての生産者負担金の軽減、あるいは対象になっていない品目について村独自で価格安定制度をつくられるという事についてもこの基金が活用できるというふうに私も理解しておりますので、その際は十分奈良県、明日香村当局と調整、打ち合わせをいたしまして、私も可能とする限り御支援をしたいと思います、かように考えております。

○竹内(基)委員 これは土地の面積は大きくふえる可能性はないのですから、与えられた条件の中で必要な生活費を生み出すという事は、やはり中心の作目を置いて、それに勤務所得なりその他の賃収入を入れていくという形でプラスアルファ方式をとって、それでわかりやすい指導をしていくということが必要だと思っております。そういう点で農業立村というイメージを崩さないように、そして各世論にもこたえるようにぜひしてもらいたいという事を重ねて要望します。そこで次の問題は、明日香整備基金の運用についてお尋ねします。相当な財産が規制をされることは先ほど言われたとおりだし、農業についても多くの差損があることもこれは事実であります。そういう場合に、主権者としての住民の受忍の限度というものがあろうか、一体、受忍というものはどこまでがまんをしたらいいのか。この受忍の範囲という点はどうなんですか。

○升本政府委員 都市計画による制限一般の根本的な考え方でございますが、憲法の規定に基づきまして権利行使の範囲は法律で定めることになっております。その考え方に基いて現行の都市計画法の諸規制が形成されておりますし、それとの比較権衡におきまして古都保存法その他の特別法に基づき制限が行われているという状況でございます。

○竹内(基)委員 これは土地の面積は大きくふえる可能性はないのですから、与えられた条件の中で必要な生活費を生み出すという事は、やはり中心の作目を置いて、それに勤務所得なりその他の賃収入を入れていくという形でプラスアルファ方式をとって、それでわかりやすい指導をしていくということが必要だと思っております。そういう点で農業立村というイメージを崩さないように、そして各世論にもこたえるようにぜひしてもらいたいという事を重ねて要望します。そこで次の問題は、明日香整備基金の運用についてお尋ねします。相当な財産が規制をされることは先ほど言われたとおりだし、農業についても多くの差損があることもこれは事実であります。そういう場合に、主権者としての住民の受忍の限度というものがあろうか、一体、受忍というものはどこまでがまんをしたらいいのか。この受忍の範囲という点はどうなんですか。

○中嶋説明員 この経過でございますが、地元からの御要望がございまして、では基金をつくらうかという事で検討いたしましたわけでございまして、その際に、基金でどのような事業を行いますが、それによりまして基金の規模がどれくらいのものかを要望するかとということで、まず地元の要望を聞いたわけでございます。当初、地元の方からは、毎年の事業費にいたしまして三億ぐらいのものというふうな話で、これを資本還元いたしましたので、当時よりもはるかに金利水準が低かったものでございまして、資

○升本政府委員 都市計画による制限一般の根本的な考え方でございますが、憲法の規定に基づきまして権利行使の範囲は法律で定めることになっております。その考え方に基いて現行の都市計画法の諸規制が形成されておりますし、それとの比較権衡におきまして古都保存法その他の特別法に基づき制限が行われているという状況でございます。

今御提案いたしております法律も古都保存法の種別の特例を開くこととございまして、制限の内容については古都保存法の制限から特に大きく踏み出すという性質のものではございませんで、制限の態様からいいますと、現行の法制による受忍の範囲というものを逸脱してない範囲で制限を定めさせていただけるものというふうな理解をいたしているわけでございます。

○竹内(基)委員 これは部落全体あるいはある企業全体が抑えられることもあるし、個人が抑えられることもある。前の答弁では、個人には補償とまではいって、個人には渡さない。これはいまでもそういうことですか、個人には渡さない。

○升本政府委員 一種、二種の保存地区内の許可の制限にかかりまして、その許可が得られないために損失を生ずるといふような場合もあり得るわけでございますが、その場合には古都保存法に規定によりまして、通常生ずべき損失は補償する。つまり、制限に伴って直接生ずる不利益については、通常生ずべき損失は補償するというたてまえになっておりますけれども、一般的に規制が行われる、あるいは村全体の不利益が生じているという事に伴います不利益につきまして損失を補償するという手だては講じておらないというところでございます。

○竹内(基)委員 これは長官にお尋ねしますが、三十億という基金を決めたのは、どういう根拠によつて三十億というものを決められたか。○中嶋説明員 この経過でございますが、地元からの御要望がございまして、では基金をつくらうかという事で検討いたしましたわけでございまして、その際に、基金でどのような事業を行いますが、それによりまして基金の規模がどれくらいのものかを要望するかとということで、まず地元の要望を聞いたわけでございます。当初、地元の方からは、毎年の事業費にいたしまして三億ぐらいのものというふうな話で、これを資本還元いたしましたので、当時よりもはるかに金利水準が低かったものでございまして、資

○竹内(基)委員 これは長官にお尋ねしますが、三十億という基金を決めたのは、どういう根拠によつて三十億というものを決められたか。○中嶋説明員 この経過でございますが、地元からの御要望がございまして、では基金をつくらうかという事で検討いたしましたわけでございまして、その際に、基金でどのような事業を行いますが、それによりまして基金の規模がどれくらいのものかを要望するかとということで、まず地元の要望を聞いたわけでございます。当初、地元の方からは、毎年の事業費にいたしまして三億ぐらいのものというふうな話で、これを資本還元いたしましたので、当時よりもはるかに金利水準が低かったものでございまして、資

本還元をいたしましたまじりまじりした数字、これは基金でもございませうのでその端数のついた基金というわけにもまいりませんで、切りのいいところという事で五十億という数字が出たことは事実でございますが、その内容を私も奈良県あるいは明日香村といろいろ相談をいたしました。たとえば電線を地下に埋設するための事業とか、そういう、やるにこしたことはないけれども、国家財政もこれだけ窮迫している折から、いまの時点でそこまでやらなくてもと思われる事業は御遠慮いただくとか、あるいは個々の事業内容につきましても、私どもの方からしまして、この辺でいかがだろうかというふうなことで御相談をいたしまして、年間二億前後のものという事で、まあ妥当な規模ではなからうか、私どももいたしましては、これが精いっぱい規模ではなからうかという事で、精いっぱい努力をいたしましてそれぐらいのもの、それを資本還元いたしました三十億という事でございませう。

その時点では、この基金によりましてどのような事業を行うかというふうなことをいろいろ検討はいたしましたけれども、最終的に基金が三十億という事で予定いたしましたおわけでございますが、三十億になりますと、基金の性格といたしまして、毎年使います運用益につきましては、そのときの金利水準によりまして変動いたします。当時考えておりました金利水準よりは現在かなり高くなつてきておりますので、当時は七・三%といたしまして三十億で二億一千九百万という数字が出てくるわけでございませうが、現在の金利水準では運用益はもう少し多く見込めるであろうと思われましてございませう。

そのような運用益につきまして、どのように使うか、どういう事業に実際充当していくかということにつきましては、これは形式的には村の条例によって決め、毎年の事業計画につきましては村の歳入歳出予算に計上いたしまして、村議会の審議を経てお決めになるという事でございませう。もちろんその段階におきまして、私どもも十分明日

そのような運用益につきまして、どのように使うか、どういう事業に実際充当していくかということにつきましては、これは形式的には村の条例によって決め、毎年の事業計画につきましては村の歳入歳出予算に計上いたしまして、村議会の審議を経てお決めになるという事でございませう。もちろんその段階におきまして、私どもも十分明日

香村と意思の疎通を図りまして、必要な助言も
し、また指導もいたしたいという事は考えてござ
います。第一的には、明日香村が毎年村議
会にお諮りになって運用益の使途をお決めるに
なるという事でございまして、現在、明日香村にお
きまして、三十億という基金の規模が決まりまし
たものですから、それに基づきまして運用益を実
際にどういう事業に、どう充当していくかという
計画を練っておられるとございまして。

○竹内(猛)委員 先般の質疑の中で小淵総務長官
は、この基金については必ずしも十分ではないか
もしれないが、将来物価が値上がりをして、そして
またインフレが進行した場合においては考慮の余
地がある、こういうような答弁をされていたと思
います。いまでもそのことについては変わりはな
いと思っておりますけれども、もう一度それを確かめた
いと思っております。

○小淵國務大臣 この基金を法律によってスター
トさせていただければ、この三十億円で五カ年で
積み上げていく、こういうこととございまして。
現在、スタートの緒に立とうという段階でござ
いますので、いまの時点で今後の見通しを申し上げ
ることは差し控えるべきだろうと存じますが、
しかし、予断をしないような経済変動というもの
も全く起こらないということも言えないわけでござ
いますので、前回も申し上げましたが、ちょうど
積み上がる時点あたりで経済状況というものを
見直すこともあり得るのではないかと御答弁申し
上げたわけでございまして、大きな変動が起こっ
た場合には、当然この基金の額というものについ
ても見直すべきこととあり得るのではないかと、こ
う考えております。

○竹内(猛)委員 私どもは基金というものに関し
ては、基金そのことには賛成ですが、その積算の
基礎というものは、規制をされるさまざまな業種
があって、その被害というものを補償するという
ことで積み上げてきて、それをその基金でカバー
をしていく、こういうふうな考えなければならな
いように思っていた。だから、あるときには八十

億という数字も出たし、あるときには五十億とい
う数字も出ました。これが多いか少ないかという
問題は、その規制におけるところの差損、それか
ら住民の精神的、物質的な圧迫感を除くために、
ぜひ周辺の仲間と同じ気持ちで生活ができるよう
にするためにはどうしてもかなりの財政が必要に
だ、こういうふうなことを考へて、われわれは県会に
おいてもあるいはまたこの委員会においても意見
を出してまいりました。しかし、予算が通ってお
ります、いずれにしても、いまのお答えのよう
に、景気が変動し、インフレが進む中ではどうし
ても三十億では不十分だと思っております。ぜひこ
れはその時点にはなお改めて検討するということ
をとってまいりたいと思っております。

次の問題は、観光公害ということが言われてお
ります。この前の現地の調査に行ったときにも、
飛鳥財団、あるいは百億円ほどの投資をしてい
るものをつくった、そうして観光客が大変ふ
える、こういうことで空きびんや紙やかん詰めの
空が至るところに散らばっていて、けがをする人
もいるし、その他いろいろの好ましくないことが
ある、こういうものについてどうこれを善導する
かという問題、それから、現に便所や休息所や駐
車場やあるいは食堂等が足りないように思いま
す。だから、一挙にたくさん来たときには恐らく
やむを得ないこととなるかもしれないが、そうい
うものについてどのような手当てをされるか、指
導をするか、この点はどうか。

○中嶋説明員 明日香村の歴史的風土を尋ねまし
て明日香村を訪ねる人たちが年間非常に多ござ
いまして、百万人とか百五十万人とか言われてお
ります、これらの人たちが明日香村に参りまし
て落とすごみの量だけでも相当な量に達する、量
に達するだけではございませんで、農地の中に空
きびんでございませよとかあるいは空きかんを捨て
るといったようなことによりまして農耕作業に非
常な支障を来すといったようなことにつきまして
は、現地の住民の方々もその被害を大変に声を大
にして訴えておられます、私どももよく理解で

きるところでございまして。
ただ、これに対する対策でございませよけれど
も、なかなか抜本的な対策というのはいないのが実
情でございまして、ごみ箱を設けるとかごみ箱の
数をふやすとか、あるいはそういう人たちの自粛
を求めるような掲示をするとかいったようなこと
によりまして、徐々にではあるけれども、公害の
根を絶つよう努力をしてみたい。そのため
には村あるいは飛鳥保存財団なども御協力をい
ただきまして、そういう作業を進めてまいりたい
というふうな考えでございまして。

○竹内(猛)委員 時間が参りましたからこれで終
わりますが、これは文化庁にお尋ねですけれど
も、明日香村に存在するあらゆる文化的遺構とい
うものを発掘をして、これを研究調査の対象にす
るといふことについてはどうですか。

○山中説明員 明日香村関係で、いわば国の史跡
に指定されるというふうな重要な遺跡としては、
たとえば高松塚古墳、石舞台古墳、川原寺、飛鳥
寺、大官大寺あるいは飛鳥板蓋宮跡と言われてい
るところとか飛鳥稲淵宮殿、それからまた飛鳥水
落遺跡など、十四の遺跡が国の史跡に指定されて
おります。こういうものうち、まだ調査が済ん
でいない、今後まだ相当かかるものもございま
す。そういうものの調査が済み、また土地所有者
の方の御了解も得られて、公有化することができ
て、史跡として整備されますならば、こういうも
のを一般の利用に公開できるように整備してまい
りたい、このように考えております。

なお、これ以外でも埋蔵文化財包蔵地とされて
いるところもまだ多とございませよ。こうい
うところで工事なんかが行われますと、なお重要
な遺跡が出てくる可能性もございませよので、そう
いう重要な遺跡が出てきました場合には、十分調
査の上整備して、史跡として保存し、一般の人々
に長く公開してまいり、このようにいたしたいと
思っております。

○竹内(猛)委員 最後に二点だけお尋ねします
が、文化庁にもう一つ。
宮内庁が関係している遺跡についてもやはり研
究の対象にすべきだと思われけれども、その点が第
一点、それからもう一つは、もしいろいろ意見が
あって、この法律が守れなかったという場合にお
いてはどういう処置をとられるかということ、こ
の二点を最後にお尋ねして、終わります。

○山中説明員 陵墓につきましては宮内庁の所管
になっておりまして、文化財保護法の対象に現在
いたしておりませよ。宮内庁では、これを皇室の
祭祀の対象として管理しているわけでございませ
よ。歴代天皇の墓所であるということから、国民
感情なども十分配慮して、慎重に対応すべき問題
と考えていると聞いております。

○升本政府委員 守れない場合にはどうおた
だでございませよしたけれども、第一種地区、第二種
地区の規制とも都市計画法に基づく規制でござい
ますので、十分に御理解を得て、その実効を確保
するようにつとめてまいりたいと思っております。

○北側委員長 午後一時三十分再開することと
し、この際、休憩いたします。
午後零時三十分休憩

午後一時三十分再開
○北側委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。
午前の竹内委員の質疑中、憲法第九十五条の解
釈に関し、委員長に対して内閣法制局長官の出席
要求がございましたので、先刻の理事会において
協議を願いました結果、先般この問題について参
考人から意見を聴取いたしました、この際、内
閣法制局長官からも見解を明らかにしておいて
いただくため、私からお尋ねいたします。

本案は憲法第九十五条の特別法に該当するものか否かについて御見解を明らかにしておいていただきたいと存じます。

○角田政府委員 この問題につきましてはたびたびお答えを申し上げておりますが、最初にお断りをいたしておきますが、ある法律家が憲法第九十五条のいわゆる地方自治特別法に該当するかどうかにつきましては、現在の憲法なり法律のたまたまとして、これは国会が御認定になる問題という事になっておるわけでございます。ただ、ただいま委員長から、政府提案として私も審議した関係もあることだろと思っておりますが、内閣法制局の見解を求めましたので、私どもの見解を申し上げたいと思っております。

憲法第九十五条にある「一の地方公共團體のみに適用される特別法」とは、特定の地方公共団体の組織、運営、権能、権利、義務について特例を定める法律を指すものと解すべきであるというふうに考えております。

ところで、この法律案はそのような意味の特別法に該当するものとは考えられませんので、私どもとしては、結論として九十五条には該当しないというふうに考えております。

○北側委員長 質疑を続行いたします。瀬崎博義君。

○瀬崎委員 まず長官に何うのでありますが、先般の審議の中で、村と名のついたこの法律を国民が理解して国民が全体となって明日香を守っていくようにしたいという趣旨の長官の御答弁があったと思うのです。国民がそういう気持ちになるかどうかは、まさに直接の当事者である明日香の住民がこの法律を心から歓迎するかどうかにかかっていると思うのですが、いかがでしょうか。○小淵國務大臣 明日香村の住民の皆さんの理解と協力を得てこの法律を施行していくことになるだらうと思っております。当然のことだらうと思っております。そのことと国民全体がそのことを喜び、かつ国民自体が村に対する種々の施策について、その税負担も含めてそれに耐え得るという形が最も望

ましい姿だらうと思っております。

○瀬崎委員 明日香特別法はできたけれども、しかし、これをいろいろ実行に移したら、最終的に村民としては納得できないという事態が起こった、結果的には文化財の保存もうまくいかなかった、さらに村民の生活も犠牲になりつ放しであつた、こういうふうな実績がもし仮に残つたとすると、今後、たとえば古部法に基づいていろいろな文化財保護の問題、あるいはまた例はないけれども、保護を行つたというケース、あるいはそこまではないけれども個別に文化財の発掘その他住民の協力を得なければならぬ場合も多いのですが、そういう場合住民の理解を得ることは非常に困難になる。まさにこの注目を浴びている明日香法が施行された場合の成否は、全国的に文化財保存に対して地域住民の理解が得られるかどうか、その試金石になってくるのではないかと存じます。

〔委員長退席、伏木委員長代理着席〕

私どもはそういう意味できわめて重要な位置づけをこの法案に行つておるのでありますが、その点長官の見解も伺つておきたいと思つております。

○小淵國務大臣 この法律を提案するに至るまで明日香村民には大変な御負担と御苦労の中の生活を余儀なくされておりました。しかしながら自分たちの行政区域であるということのみならず、その地域が日本の祖先の最も原点であるという立場と同時に、貴重な文化財がその地域に存しておるということに対して、あらゆる犠牲を顧みずそれを守り抜いてきた崇高な精神が存しておると思つております。したがって、御指摘ではありますけれども、今回の法律を施行することによつて、そうした方々がいままでのお気持ちを捨て去るということはないと私は確信をいたしております。国、県、地方自治団体、それぞれ力を合わせて明日香村を守つていき、明日香村民の方々の生活もできる限り高めていこうという趣旨の法律でございますので、私は御指摘のようなことは万々なか

ろうかと考えております。しかし、なおいろいろ御不満その他が存するという事で将来とも考えられますれば、その時点で立つて全力を挙げてそれが解消のために努めていくことも務めだらうと思つております。

○瀬崎委員 いま長官は、この法律の施行によつて文化財の保全もまた村民の生活も両立してよくなると自信のほどを示されたのですし、今後またいろいろ要望があればそれを取り入れるのやぶさかでないという趣旨の御発言だつたと思うのです。

そのために、一つは、ただいまこの法案の審議が行われている最中にも、一方で、当委員会ではよりよい法律にするためのいろいろな努力が払われておるわけでありまして、こういふよりよい法律にする努力に対して政府は寛容であつてほしい。それから二つ目は、法案が成立いたしました後においても、この法律の運用については、先ほど長官が言われた趣旨を生かすように十分配慮した運用をやつてもらいたい。それから第三は、今後において、いまま発言がありました、内容を改善してほしいという切実な要望が出た場合には、法律改正をやぶさかではない、こういう態度をとることをはつきりさせておいていただきたい、こう思うのであります。いかがでしょうか。

○小淵國務大臣 この施行に当たつての心構えでございますが、至極当然なことだらうと思つております。

それから、今後の措置につきましては、これは法律を施行するに当たつてこれまた当然の心構えだらうと思つております。

なお、第一の法律の取り扱いにつきましては、まさに立法院に存することでございます。私どもはこの法律が最善だという気持ちで提案をいたしておりますが、申すまでもないことでございます。けれども、立法権を有するところの国会での御議論というものも常々政府としては踏まえておることも過去例があることでございます。

○瀬崎委員 昭和四十五年十二月の「飛鳥地方に

おける歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について」と題する閣議決定で、一応飛鳥に關係する文化財の保存及び環境整備の措置が講じられたことになつておるわけですが、このとき、四十五年時点で直ちに特別立法を政府が意図しなかつた理由は何があつたのですか。

○中嶋説明員 四十五年に明日香村の歴史的風土の保存ということが大変に問題になりまして、御指摘のとおり、閣議決定をいたしましてその保存のための方策とそれに伴いますところの住民生活の安定のための環境整備を行うという事を決めたわけでございます。

このときの状況といたしましては、隣接いたします樺原市で大規模に宅地開発が進みまして、そのまま放置しておきますと明日香村の中にも宅地開発の波がどつと押し寄せてくるのではなからうかという状況にやつたわけでございます。それで、審議会におきましていろいろ議論をされたわけでございますが、そのときにも、とりあえず当面の方策としてこの宅地開発の波から飛鳥の歴史的風土を守つておくことを第一義的に考えるべきであらうという議論がございまして、そこで特別立法という話も当時あつたわけでございます。けれども、とにかくそれよりは対策が急がれるという状況にやつたものでございまして、法律という形をとるよりは、すぐに実行に移せる閣議決定、当時、既存の法律でやれる方策によりましてやれることをやつていこうという方策をとつたわけでございます。

閣議決定をいたしまして、一応それで宅地開発の波から飛鳥の歴史的風土というものを守り、また住民のためにも一応環境整備の方策をとるといふことになつたものでございまして、その成果を見守りまして、その実効が上がつた段階において次の方策を考えるのが適当であらうということで、直ちに特別立法という段階には移らなかつたということでございます。

○瀬崎委員 いまの答弁では、実効が上がつた段階で特別立法を考えようということだつたという

の家とか、総合案内所とかあるいは駐車場等、いずれも、国内であるか国外であるかの違いで、村外からやってくる来訪者のための施設なんですね。一方、村民の直接の生活上のためにこの財団が助成を行った事業、項目にしますと、この間も私、参考人に申し上げたのですが、総理府から聞いただけでも、村道舗装の住民負担軽減とか公民館建設とか水路改修とか小規模土地改良の助成等、十三項目ほどあるのですが、出した金は総額で七千六百万円、十年間ですから、年間に直して、一種の事業当たりになりますと、せいぜい数十万程度になってしまおうわけです。こういうことだから、結局村民から見れば、この財団のやってくれた事業というのは、観光客の対策が中心であって、決して村民中心の事業ではなかった、こういう批判が出てくるのは当然ではないかと私は思うのですが、長官は、こういう村民の批判をどう受けとめていらっしゃいますか。

○小淵國務大臣 飛鳥財団が果たしてきた役割りは、それなりに大変大きいものがありますし、また、先ほど御説明申し上げたように、幾多の施設を建設したということでありまして、これはほかから来られた方々に対してということでありまして、ひつきょうは、必要とせられる施設そのものが存在しないことよって、村にアトラクタムに入ってくる方々、より村の秩序を壊すようなことになるといふことに対しては、それなりの役割りを果たしてきたと私も思います。しかし、御指摘のように、直接的に村民に対する補助の金額が、全体の財団が扱ってきたお金に比べますと小さいという事は、これはやはり確かなことだろうと思えます。その間、金額もさることながら、財団と村当局あるいは村民との間の意思の疎通というようなものも若干欠けておったのかなという印象を実は私もするのでありますが、向後は、この基金と財団というものが二つの大きな柱になってくるわけでございますので、今後とも、どういふ役割り、分担をするかということも含めて考えていかなければなりませんし、財団として

も、いままです以上村民のためにせつつかくの財団が働けるようなお働きを願いたいということ、われわれも十分財団と話し合ってみたいというふうな思っております。

○瀬崎委員 この財団の役員構成を見ますと、理事長が松下幸之助さん、常務理事が花村経団連副会長、それから小川松下電器常任顧問、二人が二人とも財界人ですね。常任理事が七人いらっしゃるといふわけですが、その中には佐伯大阪商工会議所会頭で近鉄の会長です。それから土光経団連会長、永野日本商工会議所会頭、まさに五人までが財界の有名な方々ですね。それから理事が十五人いらっしゃるといふわけですが、このうち六人が同じく財界人、監事二人は二人とも財界人、こういう役員構成になっているのです。果たしてこれといわゆる飛鳥の文化財を保存しこの生活環境を整備するといふのにふさわしい構成だろうか、私は非常に疑問を感じるし、村民もまたこの辺に疑問を感じているんじゃないかと思うのです。大臣いかがでしょう。

○小淵國務大臣 財団がいろいろつくられるときには、どうしても出捐していただくお金がなければなりませんので、そういった点で日本のそれぞれ財団というの背景にかなり大きな会社とかそういうものが存在しております。率直に申し上げればよくぞこれだけの財界人が——とかくお金もつけに走る人たちが財界人だとよく言われますが、ここにおられる人を言っておるわけではありませんが、そういう中であって日本の文化を見直そう、こういうこと、これだけのそうそうたるお方に財団をつくっていただいてがんばっていただくといふことは大変ありがたいと思っております。

ただ、財団をつくる場合にはお歴々のお名前もずつと並びますが、実際これを運営していくということになりまして、理事会とかあるいは運営委員会、こういうところで詳細な議論が積み上げられるんだらうと思えます。そういう点ではそれぞれのところに地元住民を代表される方々も入っ

ていただいて、恐らく貴重な御意見を御提供いただいて十分な御検討をされた上でそれぞれの事業が今日までもなされてきたらうと思えますので、私はここに、財団のメンバーそのものがこれで不十分だという気持ちは率直にいたさないわけでございます。

○瀬崎委員 よくぞ財界人が理解を示してくれました、こうおっしゃっているわけなんです。先ほども、昭和四十五年急遽閣議で決めて明日香村を守らうという話が出た、その原因はすぐ隣の権原まで開発の波が押し寄せている、宅造が進んでいる、これからは守らなければいかぬ、これが動機だったとおっしゃっているのでしょうか。ではその権原まで宅造の波が押し寄せてきた張本人は一体だれか。近鉄などはその最たるものですよ。その会長が今度は飛鳥の文化を守ります。そうして常任理事におさまるわけでしょう。これはほんの一例であります。これで住民は納得するのでしょうか。私はその点政府の考え方を反省してもらいた

○瀬崎委員 よくぞ財界人が理解を示してくれました、こうおっしゃっているわけなんです。先ほども、昭和四十五年急遽閣議で決めて明日香村を守らうという話が出た、その原因はすぐ隣の権原まで開発の波が押し寄せている、宅造が進んでいる、これからは守らなければいかぬ、これが動機だったとおっしゃっているのでしょうか。ではその権原まで宅造の波が押し寄せてきた張本人は一体だれか。近鉄などはその最たるものですよ。その会長が今度は飛鳥の文化を守ります。そうして常任理事におさまるわけでしょう。これはほんの一例であります。これで住民は納得するのでしょうか。私はその点政府の考え方を反省してもらいた

げますと、三月に東京で理事会を開催いたしております。現在二十五名理事がおいででございますけれども、二十名近く御出席だったように私は記憶いたしております。

○瀬崎委員 この飛鳥の財団の理事会を東京で開くというのはいくら理由ですか。

○関(通)政府委員 理事会は通常東京で開催いたしておりますが、これは格別な理由はないと申し上げた方がいかかと思えます。なお、運営委員会というのがございます、これが事業計画を検討しているわけでございますが、これは毎回地元で開催いたしております。

○瀬崎委員 財界のトップクラスの人々を集めて果たして本当に責任の持てる理事会が開けるだろうかとは疑問を一点持ちます。

〔伏木委員長代理退席、委員長着席〕

同時に、名前は飛鳥財団だけれども、きわめて飛鳥離れしてしまふ。こういう点から考えても、本当地元住民の理解を得て、これもやはり基金とともに柱として飛鳥保存あるいは村民の生活に役立てようというなら考え直さないと、このままではいかぬと思いますが、いかがでしょう。

○関(通)政府委員 財団の運営に關しましては、私どもも監督官庁として十分意を用いてきたつもりでございますが、特に五十五年以降の事業につきましては、今度新しい特別立法によりまして新しい展開をするわけでございます。先生の御意見も十分考慮いたしまして指導に当たりたい、かように考えております。

○瀬崎委員 続いて、国がこれまでの事業の中には特に大きな国費を投入しているのに国営飛鳥歴史公園がありますね。これは建設省になります。聞きますと、公園に投入された国費の総額は用地買収費として三十七億六千万、土物つまり施設整備費として十七億六千万というふうな聞きましました。この施設整備費の中で重立ったものはどういふものですか。

○升本政府委員 祝戸地区、石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区と分かれておりますけれど

も、祝戸地区におきましては研修宿泊所、展望広場、芝生広場等、石舞台地区におきましては、石舞台古墳の整備、芝生広場、休憩所、駐車場、甘樫丘地区につきましても、集合広場、展望広場、休憩所等、高松塚周辺地区におきましても、広場、休憩所、そういったものでございます。

○**瀨崎委員** その問題の芝生広場なんです、石舞台古墳の周辺というのはもととたんぼだったんで、飛鳥では現状保存が非常にやかましく言われているのですが、なぜここを芝生に変えたんですか。

○**升本政府委員** 石舞台周辺は直接に公園の施設として管理をいたしてまいらなければなりません。国有地として取得をし、整備をしていくわけでございますので、現状のたんぼのままにしておくことは管理上の問題もいかかという問題がございます。そこで管理の面も含めまして検討いたしました。結論といたしまして芝生という形で保存する、管理をしていくのが適当であろうという判断になったものというふうに理解をいたしております。

○**瀨崎委員** 先般お話をいたしました参考人の先生方、たしか末永先生それから嶋田先生の意見陳述にあつたと思うのですが、土地を国が買い上げてくれることは非常に結構だ、しかしもととたんぼであったところはわざわざ芝生を入れることではないではないか。農民にたとえば貸すという方法もある、そして種をつくってもらえば管理を含めてうまくいくのではないか。そして、飛鳥の歴史の風土とまさに調和するではないか、こういう見解を述べられたわけでありますが、私は耳を傾けるべき御意見だと思つたわけでは、建設省いかがですか。

○**升本政府委員** 国営公園の設計、どういふ形でどういふものを、植栽等をするかということにつきましては、国営公園ごとに建設大臣の諮問機関といたしまして設計委員会を設けて御検討をいたしております。この飛鳥国営公園につきましても同断でございまして、今回のこの飛鳥公園の設

計委員会といたしましては、先日参考人として御意見を披露されました末永先生を委員長といたしまして、他六人の先生方、この中には造園の御専門の方もおられます、また奈良県の副知事さん、明日香村長さんといった地元代表の方もお入りいただいております。こういった方々で構成されました設計委員会で十分御討議の末の結論といたしまして、現状のような植栽、施設整備を行つておる次第でございます。

○**瀨崎委員** いま言われた飛鳥国営公園設計委員会の答申を見ますと、「既存の環境に十分留意し急激な変化を与えず、周辺の歴史的風土と調和した公園とすること。」それから「建築物および工作物の設計にあつては、周囲との景観構成上細部にわたり慎重に検討すること。」ちゃんと書かれています。具体的な設計がそのとおりになっているかどうか、先生方のチェックを得ているのかということについては、そもそものゆる設計委員会は基本的な設計について答申を出した後は事実上解散状態になっている、こういう話でした。そういう点では、必ずしもこの基本設計についての答申の線に沿っていないと思われ

る場合もあるんじゃないか。改めてそういう点をよく検討しなければならぬんじゃないですか。

○**升本政府委員** 御指摘のように、委員会そのものは恒常的に開かれていくという性質のものでございまして、必要に応じて必要な先生方にお集まりをいただきまして、御意見をいただいております。そういう運営をいたしております。

それから、ただいま御意見をいただきましたこの設計委員会の御答申の中では、確かに基本的な事項として述べられたようなことが述べられておるわけでございますけれども、具体的にこの石舞台地区に関する御答申の内容の中には、これはたまたま一例でございまして、特別史蹟石舞台古墳の整備および条里の保存との斉合を図ること、というふうなことも一項目御答申の中に御意見としていただいております。芝生という植栽はまさに古代の植生ということではないかも

しれませんけれども、芝生がよからうという結論に至ります思考の過程におきましては、従来の昔からの条里、区画でございまして、条里を保存するというような意図、保全するという意味合いも含めて整理をさせていただいたというふうにお答えいたします。

○**瀨崎委員** この国営公園が、一方で現状保全を言いつつながら、実際は国の手で現状を変えているんじゃないか、こういう厳しい批判も現地へお邪魔したときに住民から出ておつた。こういうことはひとつ大臣も記憶にとどめておいていただきたいと思つた。

現在、甘樫丘の地区で工事が進行中でありまして、ここに非常にこじんまりとはしているけれども、目立つ建物がありますね。便所、休憩所なんです。この便所の建物、浄化槽、休憩所の建物等の予算を建設省に伺いますと、便所の建物が二百二十万円、浄化槽が三十五万円、それから休憩所の建物が二百二十万円と伺つたのです。そのとおりの便所の建物及び休憩所の建物の面積は幾らですか。

○**升本政府委員** それぞれ便所が平家建てで八十七平米、それから休憩所が平家建てで九十一平米でございます。

○**瀨崎委員** 平米で言うとかかりにくいのでこれを坪に直しますと、便所の建物が約二十五坪になりますね。休憩所の建物が二十七坪ほどだと思つて、総額が二千二百万円ですか。それから、何とこの便所は坪単価約九十坪、それから休憩所の方は坪単価約八十坪、こういう高いものにつくわけですね。ちょっと全国探しても、こんな高価な便所は珍しいと思うのです。なぜこの便所にこんな高価な高価なつてきたのですか。

○**升本政府委員** 御参考に申し上げますと、こういった公園内施設のこの種の施設の標準的な坪単価が、こちらは平米でございまして、便所、休憩所とも平米十七万円、したがって、坪で言われれば坪に直しますと、大体五十坪というのが平均的な坪単価になっております。こ

れに對しましてそれぞれかなり上回つておることは御指摘のとおりでございますが、これは特にこの地区につきましては身体障害者用の施設を考慮して設計に取り組んでおるといふことが一つと、それからやはりこの土地柄にかんがみまして、周囲の景観との調和等を十分考慮させていただいた分の増分が含まれておるといふことでございます。

○**瀨崎委員** われわれ建設委員はすべてこの便所や休憩所を見てきております。たしか屋根は銅板ぶきにしてあつたようにも思つた。本当にあれば格調の高い便所という表現が使われた。私は冗談じゃないと言いたいわけですが、そこらにこの明日香村の住民たちが批判をするわけです。こういう便所と休憩所に、実に建物だけで四千万円つぎ込まれておるのですが、一方、じゃこれだけの広い面積の国営公園の管理費がどれだけか聞きますと、年間平均で低い年で五千万、高い年で八千万じゃないですか。余りにもこういうものと比べてアンバランス過ぎると私は思つたのです。そう思いませんか、局長。

○**升本政府委員** おただしの管理費でございますが、五十三年度、五十四年度が五千三百万ないし五百万、それから五十五年におきまして八千万という数字でございます。管理費といたしましては、他の国営公園等の管理費と比較いたしまして、特段にこれが限定されているというふうには私ども考えておりません。

○**瀨崎委員** これは大臣に伺いたいです。所管であるとかないとかというとは別にいたしまして、あれだけ広い歴史公園を主として村の人が管理なさつておるわけですね。その人の身分の安定ということも、この間現地をお邪魔したときにはわれわれは聞かされたわけですが、ところが実際には、管理費が十分でないからというところで、臨時的な雇用関係しかないわけですね。ところが一方便所は、いまお聞きのようなことですね。こういう住民感情から見ると、これは逆だ。もっと管理を十

分にやる方がいいし、そのために大いに村民も活用してもらいたいという希望なんです。それから私はお金を回すべきだ。また、いまやられてる国営公園は、実業主として観光客向けの施設ばかりなんです。村民向けにはほとんどこの公園が還元されてない。こういう状況ですから、そういう便所一つに何千万も金をつぎ込むのじゃなくて、それを観光公害をなくすための自然と調和したごみ箱をたくさん備えつけるとか、あるいは観光客に美化を呼びかけるような自然とマッチした立て札を立てる、そういうふうに使った方が何ぼか有効じゃないかと思うのです。これは一例ですが、そういう点では、この歴史公園のあり方についても一度政府として検討してほしい。

これは極端な話かもしれませんが、ある村の方は、確かに建設省の国営公園でやってもらうと、まとめて土地を早く買ってくれる、これはありがたい。だから、上物はつくらないで、あと管理費だけでもらえばおよい、こういう話も出ておったくらいなんです。これは極端な話といたしまして、そういう感情のあることもお伝えしておきたいと思ひます。大臣の見解をひとつ求めたいと思ひます。

○小淵國務大臣 具体的な施設についての御見解がありました。建設省が御答弁申し上げましたように、向後かなりの期間にわたって十分その施設としての用に足りるという趣旨でかなりお金もかけてつくったんだらうと思ひます。そういうことからいいますと、他のそれぞれの諸点と比べてアンバランスがなかったかと言われますと、いささかぎくしゃくしたものがあつたかもしれせんけれども、さりとてこのお金を節約した余りに数年してまたこれを建てかえるというよりなこと、むだもまた省いていかなければならぬ、それぞれを考えた上で当局としては十分対応したんだらうと私は考えておりますが、しかしせっかくの御意見でございますので、あらゆる点にわたって、住民の皆さんも御納得いくというような形も十分考慮しなければならぬことだらうと思ひますので、

検討してみたいと思ひます。

○瀨崎委員 こういう国営公園を結ぶ周遊歩道というんですか、これは全額国庫補助で現在まで二億五千万ほどつぎ込んで、これはいいことだと思ひます。しかし村道であるということ、維持管理費については一切国としてはめんどう見ないというふうなことであります。まさにこういう維持管理費にこそ国の温かい配慮をすべきではないか、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○升本政府委員 おただしの遊歩道でございますが、全延長十五・三キロメートルに及んでおります。その管理については村道ということで明日香村が管理をいたしておるわけでございまして、管理費は年間約百七十万円でございます。これを国として十分めんどう見るべきではないかと御指摘でございますけれども、これは財源としては地方交付税として国としてもめんどうを見させていたいただいているものの一部でございますので御了承いただきたいと思います。

○瀨崎委員 次に、こういうこれまで政府がいちいりやってきたことをわれわれは総合的に検討しながら、やはり法律の施行で実の上がるようにしていかなくちやいけなと思うのです。だから先ほどの答弁の中に、過去やつたことが全部正しいような、そういう上立って今後法律の施行に当たられたとすれば間違いを犯す、私はそのことをまず言つて、特に先般現地調査に伺つたときの村民の心配に積極的におこたえていくという意味で若干の質問をしておきたいと思ひます。

村民の方からいろいろ御意見が出たわけでありまして、特に心配をされている点を整理いたしますと二点あつたと思ひます。第一点は、現状以上に規制が厳しくならないかという御心配だつたと思ひます。もう一つは、こういう厳しい規制を受ける見返り、言葉は余りよくないのですが、見返りとしての生活対策が不十分ではないか、こういう御心配だつたと思ひます。私なりにそういう心配の生まれてくる原因も整理しました。この現状以上に規制が厳しくなるのではないかと

という心配の原因としては、一つは、保存すべき明日香における歴史の風土と文化財とはそもそも何なのか、この基準が不明確である、こういう点から一つ不安が生まれてくる。いま一つは、計画や方針の策定手続に住民の意見が十分反映されないのではないか、こういう心配から生まれてくるのではないかと、こう考えたわけでありまして、

それからもう一つの住民の心配であります生活対策が不十分だという問題の根源は、第一に農業以外には生活の道が見出せない。ところがこの農業が思うようにできない、かつ転作もかかってくる、こういう点の将来に対する不安。第二は、明日香にとっては観光が村民の収入にも村の財政にも全く潤つてこない、これはこの間村長さんがきつぱりとこの場で言われたことでもあります。逆に観光公害の被害がひどくなる一方で、この解決のめどが立っていない、これに対する不安。第三は、これまでの過去長い間にわたつて受けた規制の経験からその厳しき、不便さ、犠牲性というもの

は村民の方々に身にしみていらつしやるわけですね。それが果たして基金三十億の果実で十分償い得られるんだらうか、こういうふうな整理ができるとは思ひません。全部をとてお伺いする時間はないのであります。まず最初の保存すべき明日香における歴史の風土と文化財とは何か、この基準の問題であります。私どもも、現地に行つて各方面の方々から伺つただけでも相当意見に差があるなと思ひました。たとえば奈良県の風致保全課長は、地上の景観を中心に現状を保全するのがその基準、こうおっしゃつています。ところが、先ほど来議論いたしました国営飛鳥歴史公園の方では盛んに地上の景観を変更しているわけでありまして、村民には少なくともそう映つてゐる。それから、飛鳥に關係の深い学者の方々は、明日香において保存すべき文化財は地下遺跡が中心であるから、地上の現状を凍結的に残しても余り意味がないのではないかと、したがつて一種地域でも地下遺構に

直接影響を与えないような一定のピットハウス等は認めてもよいのではないかと、こういう意見も出されております。そういう点から私も共産党としては、やはりこの法案に定義というものを設けて、明日香において保存すべき歴史の風土並びに文化財とは何か、地下遺跡が中心なら中心であるということをはっきりさせた方がよいのではないかと、こう思つて提起をしております。政府としてもこの際、住民にわかりやすくこの基本的な考えを示しておく必要があると思ひます。先ほど、事務的にはいろいろと局長が建築基準法の問題等で説明しておられました。そういうことではなしに、この明日香において保存すべき文化財とはそもそも一体何なのか、歴史の風土とは何なのか、ここを一遍政府の方から見解を示しておいていただく必要があるのではないかと、思ひます。いかがでしょうか。時間が余らないので、できるだけ簡単に。

○清水政府委員 要約的な申し上げ方をさせていただきます。この法律は第一条におきましてまさにこの法が主眼としておるものを表現しておると思ひます。したがつてその当時の時代の遺跡等を、これは主として地下にあるわけでございますが、しかしそういうものを含めまして、さらにそれが現在の地上の山河等の環境とも一体となつてその時代をしのばせる、そういう歴史の風土だということらえられておるわけでございます。先生御指摘の点について言えども、もちろん地下の遺跡、遺構等も保存の対象として十分考慮されているところでございまして、ただそれは、けさはともございまして具体的に個々のものとして考えれば文化財保護法の方がより直接的にそこに働くということがございまして、それを保存していくという趣旨は、この法に含まれていくこととございまして、逆に言えば一方の地上の景観だけということではない、あるいは地下の遺構だけというわけではなくて、その双方を含めて考えていくというのがこの法のねらいであらうかと思ひます。そこで、たとえば地上の問題について言えば、

けさほども基準の問題がございましたけれども、たとえいま御例示のビニールハウスのような問題はよく地元の考えも聞き、しかしいまの保全をしていくことの重要さということも御説明申し上げて、そこでよく納得のいく線です。具体的な線を決めていくというのが一番大事な考え方ではなからうかというふうに思っております。

○瀬崎委員 それが本場に住民の納得のいくように手続も制度も含めて実行されれば私は非常にいいと思うのですが、その点が今後の大きな宿題だと思っております。と同時に、これは携わる人の主観も相当入ると思うのです。だからこの問題の関連で言えば、今後いろいろな規制が許可制に移っていくということも関連して、村民の不安を解消するためには重要な課題があると思うのです。それは、ここに地下の遺構があるであろうということもわかったときに、その発掘調査がこれにないようという希望がありますね。それから建築確認に当たって歴史的風土との調和がとれているのかどうかという審査を特殊にやらなければならぬわけですね。ここでのおくれが過去出ていたという指摘は何回も聞かされていくわけですね。こういうものが迅速に行われなければ、住民は規制を受けた上に、自分の建てようとする家が果たして基準に合格するのかもしれないか、ここでまた長い間不安を持って待たされるという二重の苦しい状態になるわけですね。これはこの審議の中で解決するとはおっしゃっておりますが、言葉だけでは解決しないと思うのです。やはり人が要ります、体制が要ります、金が要ります。そういう点では、村だけでは対応し切れない部分について国が十分相談に乗れるように、あるいはまた応援ができるように、まず人が確保され、配置されていなければならぬと思います。それから、必要な人材の養成の手だてが講じられなければならないと思います。そして現在ある研究機関、奈良国立文化財研究所とか奈良の歴史風土研究所等もいろいろと強い要望を国に持っております。こういうものを十分聞いてその体制の充実に努める

ということがきめ細かく具体的に行動しなければ、住民のいろいろな不安には対応できないと思っております。こういう点で今後この法律の施行とともに政府として実際に現在の体制を強化していく用意があるかどうか、はつきり伺っておきたいと思っております。

○山中説明員 遺跡の保護は重要な問題でございますので、それを専門的にいたします。国、県、あるいは市町村の専門の職員を充実するという問題について、今後とも最大の努力を傾けてまいりたいと考えております。

なお、先生の御質問と関連いたしました。実は午前中竹内先生から調査体制とその予算の御質問を受けた際、予算の面におきまして地方公共団体の発掘調査について半額助成と申し上げるところを全額助成と申し上げて言い間違いましたので御訂正させていただきます。

○瀬崎委員 遺跡の発掘面だけではなしに、よく出てくる建築確認の審査等々最も住民生活に密着する部分ですが、そういうものも含めてきちっと国の方で、体制ができるような援助をしなければならぬ、こういう点、大臣いかがですか。

○升本政府委員 御指摘のように、諸般の規制を具体の運用に当たって十分に趣旨を徹底いたさなければならぬわけでございますので、まず制度の趣旨の徹底、それから具体的許可、建築確認行為に当たっての処理の円滑化という点につきましまして御指摘のように十分配慮いたしまして、それぞれ、村当局担当窓口等を通じて十分な徹底が図られるように、私どもとしても入念な指導をしていきたいというふうに考えております。

○瀬崎委員 二つ目の歴史的風土保存計画とか整備基本方針、さらには整備計画等の作成に当たって、できるだけ住民の意見が反映するようにという問題なんです。さらに政令づくりの段階でも歴史的風土審議会の意見を聞くとおっしゃっております。問題は、歴史的風土審議会が明日香の住民の意見を十分そこにあらわしてくるかどうかというのが問題だと思います。

そこで、そういう制度上の保障として、私どもは修正案で提起しているのですが、複数以上の住民の代表と複数以上の系統的に飛鳥の文化遺産の保存研究に携わっている専門家を入れた明日香特別保存部会、こういうものをこの法律に対応してつくってはどうかと思っております。これは一遍長官にぜひ検討していただくに値する私どもの提案だと思っております。御意見を聞きたいと思っております。

あわせて、整備計画の作成に当たっては公聴会を開くというふうなこともやるべき方策ではないか、こう私は思っております。こういう点で住民の意見が十分反映して計画、方針がつけられるということになるならば、現地の住民の方々も相当安心されるのではないかと思っております。いかがでしょうか。

○升本政府委員 おただしの初めの方に、この規制内容を政令で定める場合に審議会の意見を聞くというお話がございましたので、その点に關しまして私の方からお答えをさせていただきます。と思います。

審議会の構成は、御説明申し上げておりますように、県知事それから市町村長も入りいただいておりますので、地元の住者の御意見をこういった規制の内容に反映させるということについては、十分御意見を承れる体制に現状でもあるのではないかと私も思っております。ただ意匠、デザイン等の技術的な問題につきましては、あるいは専門家の御意見がさらに補足されなければならぬという点もあるかと思っております。そういう点について御意見を補っていただければよろしいかというふうに考えておりますが、この点につきましましてはなお総理府ともよく御相談をいたしてまいりたいと思っております。

○瀬崎委員 私の時間が来ておりますので、最後にまとめて長官の答弁をいただいて終わろうと思っております。そのいまの特別部会をつくってはどうかという

ふうな私どもの提案に対する長官の御意見も一つは承りたい。

それから、生活対策に対する住民の方々の不安の一つは農業の保障の問題です。農林省からいろいろ振興策の実務的な説明はあるのですけれども、問題ははつきりしていると思っております。まず第一に、明日香に限っては、観光客が増加したからといって村民の収入もふえないし村財政も潤わない、このことははつきりしているわけですね。第二点は、地場の産業として農業以外に適切な生業があるのかと言え、これはないわけでありませぬ。農業には限られてくる。あとは通勤の勤労者の方があられるわけでありませぬ、これはまあ全国共通ですね。それから第三は、その農業において、奈良で盛んなイチゴのハウス栽培など施設園芸が厳しい制限を受けて思うようにできない。では稲作が十分できるかという点、これまた転作は同じようにかぶってくる。多少県が配慮しているという程度なんでしょう。ここに村民としては生活の基盤が揺らいで不安が出てくるわけですね。第四は、しかも、この間私この点を村長さんにたどしたところ、村長さんは、黄金の稲穂こそが明日香の歴史的風土と最も調和するんだ、こういう答弁をされているわけですね。まさにこの法律の趣旨を生かすためにも稲作の保障ということが一番いいわけなんです。

そこで長官にぜひ決意をさせていただきたいのですが、国のいろいろな施策についてこの法律で特例を設けていこうというのに、農業だけはその特例の体系の中に入れないで、全国共通の割合で転作率を奈良県に示して、あとは奈良県内でやってくださいというわけですね。狭い奈良県内でこの明日香を特別に何とかしてあげようと思ってもやりにくいと思っております。やはりこれも特例としてきちんとこの法律の延長線上で、明日香はこういう特別な任務を負っているところなんだから転作は除外します。こういう方向を一度検討されるべきだろうと私は思うのです。これは政府全体で一遍御議論いただきたい点であります。

それからもう一つは、観光公害防止の問題です。そのための即効薬はないと私は思うのですが、この法律ができる機会に政府自身も、この法律の趣旨が広く国民に理解されて、明日香を訪れる観光客が自発的に観光公害防止に協力するよう努力する責任があると思うのです。これは単純なPRという意味ではなく、教育的見地も含めた手だてというものが考えればあろうと思うのです。こういうことを政府自身がやる、一方で、批判のある国営公園で国みずからが地上の景観を保存しようと言いつつ変えていくというふうなことにしても反省してもらおう、こういうことが観光公害防止にとって大事ではないかと思うのです。

以上、お答えをいたしまして終わります。

○小淵國務大臣 歴風審において、それぞれの施策を施行するときの考え方を聞くのに当たって現行で十分かということですが、先ほど建設省当局からお話ししたことと一致しています。まあしかし万遺漏なきを期していかなければなりませんので、今後とも、特段の不祥事はありませんが、これは組織内を、あるいは人的構成等につきましても検討していただきたいと思いますが、私は現行の中で十分配慮し得るものだと考えております。

それから、観光における収入の問題でございますが、委員は断定的に、一切合財村には利益がない、こうおっしゃっておりますが、この辺はあえて観光立村を心がける必要はなからうと思えますけれども、産業の移動などを見ましても、一次産業から三次産業に移っているというふうな傾向も、これは若干そういった点で、村民の中で所得を得る手段としてこの問題についての意識もあるのではないかと思います。したがって、観光地化していくという点については、望ましいことではありませぬけれども、全く村に利益をもたらさないものでもない。したがって、よき意味でこの観光における収入というものは、住民の生活に資することとして、賢明な村民が具体的にいろいろ

御検討いただいてもよからう、私はそう考えるわけでありませぬ。

しかしながら、村長さんが申し上げているように、やはり原則は第一次産業、農業立村だ、こう言っておられるわけでございますので、その面の施策につきましては、先刻米農林省初め全面的に御協力していくということでございますので、これからの具体的な施策と農家の皆さんのお力と合わせて、ぜひその目標が達成できるようにお願いしたいと思います。

そこで、稲作の問題が出ました。これは先般米農林省事務局からもここでも答弁されておりましたが、この問題につきましては、ここで御答弁するのにはそれ以上のことは正直申し上げて言い得ないだらうと思うのです。しかし、私といたしましては、あえてこの日本全国の市町村の中でたまた一つの村の名前をかぶせた——実は前回その答弁したのですが、調べてみたらもう一つありましたが、それは除くこといたしました。まことに法律でございまして、それをまさに御審議していただいで施行しようということでございますので、この問題については、従来の枠を超えられないものかどうかということについては、関係大臣等とも政治的な意味合いで話し合ってもみたい、正直そう思っております。

しかし、一つの特例中の特例を認めるということになりますと、アリの一穴というふうなことになるまして、すべて例外であるということ、現在政府が行っておる減反政策そのものが破綻を来すということでありまして政府の目指すことにもなりませんので、この辺は十分慎重であらなければならぬかと思っておりますが、しかし、私、総務長官としての気持ちを率直に申し上げるとすれば、そういうことで努力もしてみたいというふうな思っております。

それから、観光公害の問題につきましては、これも大変住民に御迷惑をかけておるわけでありまして、諸施設等をつくり、合理的に村内をめぐらせるようにいろいろ工夫をしながら、いたずらな公害を発生するようなことについては避けるようにしていかなければなりません。委員も御指摘の通りに、これはそれぞれ訪れる百万人の個々の方々のモラルの問題に帰属する問題でございますけれども、まことにむずかしい問題であると思っておりますけれども、しかし、回り道にはなるかと思っておりますけれども、先ほど来の、ゴミ箱を十分設置して投げ捨ててできないようなことをするとかいうことも具体的な施策としてやらなければならぬと思っておりますし、あわせて、やはりこの明日香を訪れた方々が、それこそ枝葉を折ることも草木を汚すこともいけないという気持ちを起こさせるような明日香であってほしい。極端に言えば、明日香を訪れた方々がみずから心を洗って、公德心の高い人間になって帰るといふことになれば、もって瞑すべきことではないかと思っておりますので、そういうこととができるように、いろいろなPR等も訪れる方々に対しては十分やっていかなければならぬ、私、こういうふうな考えをもちます。

○北側委員長 井上敦君。

飛鳥の文化財は、歴史的風土、景観あるいは建造物の保存も重要であります。より重要なのは、地下に埋もれた文化財、埋蔵文化財の確保が最大の課題の一つであるというふうな思われたいと思っております。

昭和四十五年九月十一日付の歴風審の答申の中でも、「前書き」の「保存の方法」の中でも「遺跡の発掘調査を進め、史跡の指定を行うとともに、その活用を配慮すること。」あるいは五十四年七月五日の歴風審答申の中でも、「基本方針」の中に「埋蔵文化財等の歴史的遺産が数多く存在し、これが周囲の自然的・人文的環境と一体となって我が国の国家体制がはじめて形成された地域である。」云々とあります。

建設省自身も調査しているかと思うわけですが、どれぐらいの数のものがあるのか、その調査の結果についてまず最初にお聞きしておきたいと思っております。

○升本政府委員 ただいまの御質問は、埋蔵文化財の調査でございますか。——私どもの方は埋蔵文化財の方につきましては、調査という形で結果を把握いたしております。

○井上(敦)委員 国立奈良の研究所の鬼頭清明氏が「文化財保護の実務(上)」に載せている論文によりまして、

現在、飛鳥地方にあると文献史料上に残されている宮殿遺跡の数は、二十一カ所、七世紀代の文献、遺跡両方から知られる寺院跡の二十七カ所、古墳が約百基、また石造遺物が十カ所存在している。ただ、これらの遺跡は当然のことではあるが、地上にその痕跡をとどめているものは極めて少なく、ほとんどすべてのもは、地下遺構として往時の姿を大地の下に眠らせている。

というように書いております。また、飛鳥地域の遺跡の特色を考えてみるとまず第一には、飛鳥地域の文化遺産は、そのほとんどが地下に埋もれているものであって、地上からはなかなか推測の予断を許さないことである。このことは、一つ一つの遺跡の範囲についても、不確定な要素を今日でも持つており、つい近年の発掘で、飛鳥寺の北辺が北方へさらに広がったこともそのよい例であろう。云々とあります。

この点で、飛鳥地方における埋蔵文化財の重要性をどのようにとらえておられるのか、御見解を最初にお伺いしたいと思っております。

○山中説明員 先生がいま御指摘なさいました論文の中に述べられておりますのは、過去のさまざまな文献史料の中から推測できるものとしていろいろあるはずだ、そういう研究の論文でいろいろかと思っております。実は、そのあるはずだというのがどこにあるのか、果たしていまあるのかどうかというところは、なかなかわからないというのが現状でございます。

現在までのところ、明日香村に關係するもので申し上げますと、たとえ高松塚古墳とか石舞台古墳、川原寺跡、飛鳥寺跡、大官大寺跡、飛鳥板

蓋宮と伝えられる宮跡、それから、飛鳥浄御原宮跡推定地の一部ではないかと言われている飛鳥水落遺跡とか飛鳥稲淵宮殿など十四件の相当重要な遺跡が、中には部分的でございませうけれども出てきておりまして、これらは国の史跡に指定され、そのうち高松塚古墳と石舞台古墳につきましては、特別史跡になっております。

○井上(敦)委員 先ほど瀬崎議員が言われましたが、わが党は、先文上、明日香村における歴史的風土について、「わが国の律令国家体制が初めて形成された時代の歴史的意義を有する地下遺跡」埋蔵文化財「を含む文化財が周辺の自然環境と一体をなしている明日香の土地、風土」そういうような定義にすべきだと考えていますけれども、今後、飛鳥の文化財の性格から見ても、法の運用上、埋蔵文化財の調査、保存、活用に特段の人的あるいは財政上、体制上の配慮をしなければならぬのではないかと考えています。

三月八日に文化財保存全国協議会が声明を発表しております。その中で「遺跡の保存と活用のためには文化財保護法にもとづく史跡指定と公有地化をさらに進めることが必要である。そして住民の充分な理解をえて、遺跡の範囲確認や研究課題を解決するための先行的な学術調査が必要である」というように指摘をしております。ことし二月の、これは朝日新聞の論説ですが、

歴史的風土としての明日香村の重要性は、往時をしのばせるたずまいとともに、全村にわたる地下に貴重な古代遺跡が、分布していることである。従って、遺跡範囲の確認調査を急いでほしい。

で、先行的に学術調査を行う、遺跡範囲の確認調査を急ぐという点についてどう考えておられるのか、見解をお伺いしたいと思います。

○山中説明員 埋蔵文化財の発掘調査体制の充実につきましまして、まず、直接この発掘調査の仕事に当たります地方公共団体の考古の専門職員の充実ということが大事でございまして、これにつきましましては、私どもも自治省の協力を得て、財政的な援助とか、あるいは国立の奈良の文化財研究所に埋蔵文化財センターを設けまして、地方公共団体のそういう方々の専門研修を行って技術水準を上げていくというふうなことで鋭意努力しております。いま、国も地方公共団体も定員は削減される一方でございまして、非常に苦しい中でございまして、おかげさまでこの面については、各自治体とも非常に力を入れてきてくれています。十年前の昭和四十五年にはこういう専門職員が百七十三名にすぎないで、事業が非常に滞るといふ問題があったわけでございまして、非常に勢いで充実いたしました。現在、昭和五十四年には約千七百名にまで充実されております。この方向をさらに充実を続けていくということが大事であるかというふうなことを考えております。

なお、明日香村につきましては特に重要なものがございます。これは工事が行われる場合の発掘調査というものを待つて行うというだけでは必ずしも十分ではないということで、幸い奈良の国立の文化財研究所あるいは奈良県立の橿原考古学研究所もございまして、それから、明日香村御自身においても大学の協力を得まして、たとえば高松塚とかマルコ山古墳とか檜前宮跡の伝承地の発掘とかという形で行っております。奈良の県立の研究所では、飛鳥板蓋宮跡とかあるいは鳥宮跡、こういうものの学術調査も続けております。もちろん国立の研究所におきましては、大官大寺跡、川原寺跡、さまざまなどところの学術調査を続けていくわけでございまして。

新聞にございましたように、重要な遺跡があると思われるところをずつと先に調査でき

ば一番よろしいわけでございますが、調査いたしますときに、たとえばそこに家が建っております場合に、その改築等の機会でないとなかなかいっていただくというわけにもまいりません。農地でございまして、そこに本当にあるということがわからぬとなかなか同意していただけないものがございます。そういうものがあつた濃厚に推定される場合につきましては、所有者の方々にいろいろお話ししてそういう調査を続けておりますし、たとえば明日香で申しますと、大官大寺のところは農地でございまして、特別の建築届け出もございませぬが、冬場などの農閑期に土地をお借りして、毎年毎年調査を続けてきて、相当程度明らかになってきています。今後ともそういう方向で続けるといふような形で、並行して重要なものの保存に遺漏のないように努力してまいりたいと思っております。

○井上(敦)委員 その具体的なケースにどう対応するかというのではなくて、整備の基本計画を立てるに当たって、遺跡の範囲の確認の先行的な調査というものを基本的に据えるのかどうなのか、そのことを尋ねてお伺いいたします。重ねて御見解をお伺いしたいと思います。

○山中説明員 いただいた御説明の中でもちよつと申し上げたわけでございますが、ここに史跡があるはずだというだけで、文献上の問題だけで所有者に調査をお願いしても、なかなか調査を許していただけないというのが現実でございます。飛鳥板蓋宮跡と推定されている土地、いま指定されている土地の外にお医者さんの建物が建つというところで発掘されたところ、重要な遺構が出てまいりました、そういうふうにはつきりあるということがわかりますと、地主の方も調査に同意していただくわけでございます。私どもの現実の経験から申し上げますと、これは過去にもすでにあったわけでございますが、建物の遺構が半分明らかならぬ、そのこちらにも地統きの遺構があるというところをはつきりしております。

り掘ることについてはなかなか同意していただけない。そこが掘られてはつきりしたときでないとなかなか御承認いただけない、こういう現実の問題がございまして。

したがしまして、いまも御説明申し上げましたように、そういうことがはつきりして地主の方々の御同意も得られるものについては取り上げていく。一つ一つきめ細かくやっていくことが大切であらうと考えております。

○井上(敦)委員 この間、わが党の調査が行われた際に、現地の学者、研究者との懇談会に参加された奈良文化財研究所の発掘調査部長、あるいは先ほど紹介した鬼頭清明氏、あるいは飛鳥資料館学芸室長とか奈良文化財保存連絡協議会の調査課長、あるいは奈良文化財保存連絡協議会の方々がこれに参加されておられるわけですが、研究者の体制の弱いこと、現在の研究者、職員が一生涯懸命掘つても年間ベースで約十万平方米である。藤原宮だけでも百万平米あるし、飛鳥を入れるとその五倍ないし六倍はある。つまり藤原、飛鳥を全部掘るには百年かかる。宅地造成に伴う緊急発掘もあり、いまの発掘体制では弱体だというのが指摘をされております。こういう点で、重ねてお伺いしますが、研究体制の充実を今後どのように進めていくのか、この点について方針を聞かしていただきたいと思

います。

○山中説明員 発掘調査に当たりますのは考古学の専門調査を行える専門家でございますので、その養成というのはなかなかむずかしいでございます。大学で専攻した方が直ちにその職員になってお話をいたしました研究所の部長、これは最高級のベテランでございますから、こういう方から見れば、その専門家といえどもまだ水準が低い、これはこの間末永先生もおっしゃっておられましたけれども、大先生から見られると水準が低いと言われる方もございまして、考古学会の会員となって正式に考古学の第一線を担っている方がこの千七百名は大部分でございまして。

そういう意味において、決して水準が低いまま
でいいということではございませんで、今後とも
あらゆるものを総合分析して、またこの奈良の研
究所においても埋蔵文化財センターというものを
いま集中的に強化して研修課程を充実してありま
すが、そういう方向の充実を図ってまいりたいと
思っております。また、自治省にも協力を得まし
て、地方交付税の財源措置等も、非常に地方公共
団体いまだ定員削減やっております中にもかかわら
ず、昨年もしもその定員の充実の予算が配慮
されておりますので、今後とも私もはそういう
方向で質ないし量の充実という面で力を注いでま
いりたいと思っております。

○井上(教)委員 明日香の新しい保存事業は、全
国的に関心も受けています。特に古都保存法の指
定を受けている京都、鎌倉等でも強い関心が持た
れているようであります。現行の古都保存法で
は、歴史的風土保存地区に指定されると、規制だ
けが強化され、住民に大きな犠牲を強いる結果に
なっている。明日香法で行う住民に対する営業
上、生活上の配慮を古都法の指定地域住民にも行
うべきではないか。明日香法をそのまま対象地域
を広げようという意味ではありません。こういう
点について検討する用意はないかどうか、お伺い
したいと思っております。

これは国会でも取り上げられてきたようですけ
れども、京都市の嵯峨野では、営業を続ける農民
が同法による規制のため、地価の抑制、土地や家
屋の処分制限、ビニールハウス園芸など農業近
代化まで抑えられる。指定地域の土地を売却した
い場合に、国が買い取る制度を利用した際の買い
取り価格の引き上げなどは若干改善されたという
ような措置も聞いております。たとえこれは一
九七一年の例ですけれども、買い上げに当たり評
価を調整区域から市街化区域並みに引き上げると
か、水路や道路の改修に市の単費が管理費として
計上されたとか、用排水の分離が予算面で措置さ
れたとか、先行買取を国が認めたとかというよう
な例もあるようでして、市の要望として、指定地

域全体に国の方で買い上げ地のみの管理費を予算
化してほしいというふうな要望などもあるようで
あります。こういう点で、先ほど申し上げた古都
法の指定地域住民に対する配慮の問題についてど
ういう意向を持っておられるのか、検討する用意があ
るのかどうか、この点お尋ねしたいと思っております。

○清水政府委員 今回の御提案申し上げておりま
すこの特別措置法は、具体的に言えば明日香村と
いう名前でもおわかりいただけますように、一つ
の行政単位というもののその地域を全体としてと
らえまして、その良好に保存されている風土を将
来にわたって確保していきたい、そういうことを
主眼に考えて、そうしてそのためにはいまの古都
法よりも特別的な、特例的な手続がひとつ必要に
なりましようし、また、いまの古都法ですでに講
じている措置以上の措置を講ずることが望まれて
いるということから、御案内のような住民対策あ
るいは村に対する対策というふうな構成になっ
ているわけでございます。したがって、この古
都法自体七条の二で改正をいたしておりますけれ
ども、そのような行政区画、行政単位の地域全体
についてそういうふうな基準に該当するようなも
のがあれば、それはこの古都法の改正後の条文に
よって特にまた別に法律をつくって対応してい
くという道はあるわけでございますが、現実のいま
言われておりますような、他のいわゆる古都とし
て特別保存地区の指定を受けているようないま先
生のお挙げになりました地域、そういうところに
ついては、この例のようなことになるようには考
えられないわけでございます。

一方で、いまの古都法自体でも、これは多少蛇
足で恐縮でございますが、通損補償の規定とか土
地の買入れの規定自体は持っておるわけでござ
います。そういうこととは別に、さらに個々の
事情に応じて何かそこにおける、これは例でござ
います。公共事業を優先的に採択するような配慮
をしていくことができる場合とか、そういうよう
なことの配慮というものは、できるだけその事情
に応じて努力をしていくことが望ましいだろうと

思いますけれども、これと同じような法律の形で
及ぼしていくことはいまのところ考えられ
ないということでございます。

○井上(教)委員 これと同じ形のを古都保存
法に指定されている住民に直接的に適用せよとい
うように言っているのではないわけでありませ
う。営業上あるいは生活上の配慮についても引き続き
格段の御検討をいただくことを重ねて要望してお
きたいと思っております。

もともと文化財保護法自体にも問題があるので
はないかと思っておりますが、「史跡指定 まつびら
地権者ソツボ、答申宙に」というような見出しで
新聞報道されて、日光山は二十六年越しになって
いる、あるいは春日大社とか佐渡金山は十数年に
及んでおるといわけですね。いわゆる指定、規
制ばかりが強く、関係者に大きな犠牲を強いて
るところに一つの問題があるかと思うわけで
す。こういう点で関係者の協力が得られるような
施策を今後講ずべきではないか、こういう点につ
いて検討する意向があるかどうか、そういう点にお
伺いしたいと思っております。

○山中説明員 ただいま先生からお話ございま
した。先般たしか新聞の記事に出た問題であ
ろうかと思っております。ここを史跡に指定して後世ま
で残したいということがありまして、なかなか
それができない事情が、個々ばらばらでございま
すけれどもございませう。日光の場合についても、
どうも現状を変えられなくなるのは余り望ましく
ない、それはそんな心配はないのですと申し上げ
ても、なかなか御理解いただくのに時間がかか
る。決して反対ではないけれども、理解いただく
までに時間がかかるという問題がございませう。佐
渡の金山の場合につきましても、いま廃坑になっ
ておりますけれども、いつまた金の価格の高騰か
ら再開するということがあるかもしれない、その
とき史跡に指定されていると実は困るんだと言っ
て、なかなか同意いただけないという問題もござ
います。私どもとしては、早くそれは史跡に指定
して整備したいのはやまやまでございますけれども

も、すぐ破壊されるという状態がないものにつ
きましては、やはりすばつとやってみようというよ
りは、根気強く御納得いただくように、時間をか
けてもやるといふ方向に進めておりますので、何
件かそういう問題がございまして新聞にも取り上
げられたことは十分承知しておりますが、一段と
理解を得る努力を強めるといふ方向で対処してま
いりたいと思っておりますので、御理解をお願い
したいと思います。

○井上(教)委員 新しい明日香村の保存事業を契
機として、全国の古都保存の、あるいは文化財保
護の上で、住民の皆さんの納得と協力を受けて進
めるといふのが基本的な課題であるかと思いま
す。大きな論議も関心も呼んでいるわけですが、
それらに対して政府自身もきめ細かい措置を、ま
た、新しい段階に対応した配慮を重ねて検討され
ることを要望して、私の質問を終わります。

○北側委員長 これにて本案に対する質疑は終了
いたしました。

次回は、来る十一月十日午前十時理事会、午前十時
三十分委員会を開会することとし、本日は、これ
にて散会いたします。

午後三時十四分散会